

令和6年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 令和6年9月9日（月）
2. 招集の場所 可児市役所議会全員協議会室
3. 開 会 令和6年9月9日 午前8時55分 委員長宣告
4. 審査事項

審査事件名

- 認定第1号 令和5年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和5年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和5年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和5年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和5年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和5年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 令和5年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 令和5年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 令和5年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 令和5年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第11号 令和5年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第12号 令和5年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第13号 令和5年度可児市水道事業会計決算認定について
- 認定第14号 令和5年度可児市下水道事業会計決算認定について
- 議案第61号 令和6年度可児市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第62号 令和6年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第63号 令和6年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第64号 令和6年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第65号 令和6年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第77号 令和5年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第78号 令和5年度可児市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

5. 出席委員（20名）

委員長	山田喜弘	副委員長	野呂和久
委員	林則夫	委員	亀谷光

委	員	富	田	牧	子
委	員	川	合	敏	己
委	員	天	羽	良	明
委	員	板	津	博	之
委	員	渡	辺	仁	美
委	員	奥	村	新	五
委	員	田	口	豊	和
委	員	前	川	一	平

委	員	伊	藤	健	二
委	員	酒	井	正	司
委	員	伊	藤		壽
委	員	高	木	将	延
委	員	大	平	伸	二
委	員	松	尾	和	樹
委	員	酒	向	さ	やか
委	員	田	上	元	一

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議	長	澤	野	伸	監	査	委	員	川	上	文	浩
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

8. 説明のため出席した者の職氏名

市政企画部長	渡	辺	勝	彦	福	祉	部	長	河	地	直	樹					
こども健康部長	大	杉	美	穂	教	育	委	員	会	事	務	局	長	飯	田	晋	司
財政課長	西	垣	義	博	高	齡	福	祉	課	長	宮	原	伴	典			
福祉支援課長	金	子		浩	介	護	保	険	課	長	井	藤	好	規			
国保年金課長	後	藤	文	岳	子	育	て	支	援	課	長	野	尻	康	宏		
保育課長	可	児	浩	之	健	康	増	進	課	長	佐	橋	紀	康			
教育総務課長	水	野		修	学	校	教	育	課	長	木	村	正	男			

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴	木	賢	司	議	会	総	務	課	長	佐	藤	一	洋
議会事務局書記	中	島	めぐみ		議	会	事	務	局	記	今	枝	明日香	
議会事務局書記	中	水	麻	以										

○委員長（山田喜弘君） 出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を開催します。

質疑を行う前に、決算関係資料の訂正に関し、市政企画部長及び議選監査委員から発言を求められておりますのでこれを許します。

○市政企画部長（渡辺勝彦君） 予算決算委員会の質疑の大変お忙しい日程の中で、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

令和5年度の決算に伴う参考資料としてデータで提供しております普通会計決算の分析、またそれに伴う資料編、これは決算カードに誤りが発生しましたのでお詫びして訂正し、正誤表を提出させていただいております。また、この分析を基に作成し、本議会の決算関係資料として提出しております定例会配付資料3の一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書にも影響することから、この意見書の文言についても修正が必要となりましたので、これについても正誤表をお手元にお届けしております。

それでは経緯についてまず御説明をいたします。

市の会計は、4月から3月までの単年度主義で会計処理をしております。5月末までの出納整理期間を経て会計を締めております。例年、この会計処理を終えますと毎年度6月中をめどに財政課で決算統計という国に提出する統計調査の報告書を提出しております。これは市の普通会計決算の状況を国が示す統計区分に従って整理をして、県を通じて総務省に提出するものです。全国的に統一された基準に従って提出された各市町村の決算資料を、国におきましては基礎的な資料として活用しております。今年度も、例年どおり6月20日に県に提出をしたところです。県に提出すると、県でのチェックがあり、修正や補筆の指示があるので、そうしたやり取りを経て県から国に提出されております。

一方、市のほうでは、この資料を7月末から8月初旬頃には監査委員に提出をさせていただいております。例年であれば、国に提出されたこの資料に不備等があれば、その頃までには修正の指示があるということなのですが、今年度は先週その連絡がございましたので、今回こういった修正になりました。

修正の内容につきましては、お配りしたA4の縦の表、令和5年度普通会計決算の分析（本編、資料編）及び決算カードの訂正についてというA4の2枚になります。この記、一番上のところ、訂正理由ですが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関わるような事業に関するもので、10億1,918万円を補助費等から扶助費に修正するというものです。国の区分上、市ではこれを補助金として出していますので、多くのものが補助費等に分類されますが、支出の性質上、扶助費にすべき統計区分であったということが理由になります。該当するものとしましては、物価高騰重点支援給付金3億3,650万円をはじめとした住民税非課税世帯等に5万円を支給するといったような類いのものが該当するものになり、5つの事業がそれに該当するということになります。

あわせてですね、お手元にお配りしておりますA4の横の正誤表、定例会配布資料3の監

査委員からの審査意見書のほうも同様の内容で影響する部分について、4ページ、5ページ、6ページ、34ページと、それに関する表やグラフといったところがこの影響で修正箇所となります。内容としましては、その区分の違いということです。それ以外の経常とか臨時といった区分、それから目的ということで、民生費か何かというその部分の変更はございません。

また、今回の錯誤につきましては、変更となる金額は大きいんですが、物価高騰対策という国からの臨時的な業務でありまして、経常収支比率とか公債費比率といった本市の主体的な財政構造を示す指標等には、基本的に影響を及ぼすものではございません。

このタイミングでの修正となり、資料の差し替え等をお願いすることになりまして、議員の皆様には御迷惑をおかけして申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。私からは以上です。

○監査委員（川上文浩君） 今、市政企画部長から説明がありましたが、監査としますとこちらのほうの本編の普通会計決算分析の資料が訂正されたということで、監査委員、代表監査委員と監査委員事務局と相談いたしまして、今議会に提出した定例会配布資料3の令和5年度可児市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について、以下の項目、読み上げるまでもないとは思いますが、数字的な部分の変更、そしてその経費に対する意見が若干変わってきますので、資料の正誤表の1ページにありますように訂正をお願いいたしますということであります。

続きまして、2ページ目ですけれども、それに伴います表とグラフの修正、3ページですね、こちらのほうもグラフの訂正を併せてお願いするということになりますので、何分当初の資料が違っていたということで、監査委員としてもそれを基につくっておりますので、自動的にこここのところは訂正ということになりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議会事務局長（鈴木賢司君） 今回誤りが見つかった決算分析の各書類とか監査報告書、いわゆる決算審査意見書につきまして、その取扱いを調べましたところ、地方議会事務提要において、これらは決算審査における参考資料であることから、本会議での議会の承認が必要な訂正には当たらないと記されておりましたので、正誤表での対応というところでしております。以上よろしくお願ひします。

○委員長（山田喜弘君） ただいま説明のあった件については、必要とあれば13日に予算決算委員会を追加で開催することも考えられます。開催の可否に関しては、本日の委員会の最後に改めて皆さんにお諮りしたいと思いますので、御検討のほどよろしくお願ひします。

暫時休憩します。

休憩 午前9時03分

再開 午前9時04分

○委員長（山田喜弘君） 会議を再開します。

ただいまの説明に対する質疑のある方は御発言ください。

[挙手する者なし]

ないようですので質疑は終了します。

執行部の方は御退席ください。

それでは、6日に引き続き、本日は教育福祉委員会所管に関する質疑を行います。

初めに、こども健康部所管に関する質疑を行います。

委員会資料データは16ページから21ページ、対象の質疑の番号は60番から82番になります。

委員の皆様は、左端の質疑番号と事業名を述べてから質疑内容を発言してください。

重複している質疑については太枠で囲っています。それぞれの委員に先に発言をしていただき、その後執行部より一括で答弁をしていただきます。なお、関連質問はその都度認めます。

また、事前質疑終了後に改めて関連質疑を行います。

では、番号順に一問ずつ質疑をお願いします。

60番、61番を一括で。

○委員（富田牧子君） 重点事業点検報告書18ページです。

成人各種健康診査事業についてです。

胃がんの検診は、令和2年度から5年度まで指定年齢者の自己負担が無料となっておりますが、その補助によって受診者はこれまでよりも増加したのでしょうか。

また、胃カメラの希望が多いというふうに聞いておりますけれど、胃カメラを今後導入した場合どれぐらいの負担額となりそうか教えてください。

○副委員長（野呂和久君） 61番です。

事業は同じ事業です。

今後の課題に、胃カメラによる胃がん検診は有効性が認められており、導入を求められていますとあり、導入することで受診率の向上が見込まれますとありますが、今後の導入の予定をお願いいたします。

○健康増進課長（佐橋紀康君） それでは、富田委員と野呂委員の御質問にお答えさせていただきます。

胃がん検診は、県の胃がん対策強化学業費補助金を活用して令和2年度から令和5年度の4年間、年度末年齢50歳、54歳、58歳、62歳の方の自己負担金を無料として実施しました。無料対象者の受診率は令和5年度が8.5%で、そのほかの年齢の受診率6.7%より高くなっています。また、事業開始以前、令和元年度の受診状況と比較しますと、令和元年度は5.8%でしたが令和2年度には10.4%、令和3年度は9.5%、令和4年度は8.8%と、無料対象者の受診率は高くなっています。

胃カメラでの検診につきましては、令和7年度の導入に向けて現在医療機関と協議中です。導入した場合の受診者の負担額は、バリウム検診の場合は2,000円ですが、胃カメラ検診は最大で4,000円を予定しています。保険診療で胃カメラ検査した場合の相場、また県内市町村の平均的な金額になります。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑ある方ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号62、63を一括で。

○委員（田上元一君） 同じ成人各種健康診査事業のところでございますけれども、説明で決算額が前年度比で減少していることについて、各種健診事業の受診者が減少しているという説明がございましたが、その背景をどのように捉えているのでしょうか。

また、受診率向上のためにどのような対策を講じていくお考えでしょうか、お願いします。

○委員（酒井正司君） 同じ事業、胃がん検診受診率の低下は高齢化などで大幅な改善は見込めないとしているが、年代ごとの事由調査など踏み込んだ対応が必要と考えるがいかかか。

○健康増進課長（佐橋紀康君） 田上委員と酒井委員の御質問について御回答させていただきます。

毎年、特定健診、すこやか健診、各種がん検診などの対象となる40歳以上の方に申込書を送付し、健診の申込みを受け付けております。令和5年度は約6万4,000通を送付しました。その中一つでも健診の申込みがあった方は1万5,000人でした。申込書には、市の健診を一つも希望しない場合でも、希望しない理由を選択して回答を御返送いただくようお願いしております。その結果、約6,000通の返送がありました。

回答の内訳は、職場の健診を受けるというのが2,906人、個人で人間ドックを受けるというのが792人、治療中であるというのが1,491人、その他801人ということでした。年代で見ますと、40歳から65歳は職場で受けるという方が2,311人というのが最も多く、75歳以上の方は治療中であるという方が1,086人というのが最も多くなっています。

そのうえで、申込書の返送がない方のうち特定健診の対象者には、過去の受診歴や年代に合わせて内容を工夫した受診勧奨の圧着はがきを3種類作成して送付しました。それによって、約400人が受診しました。さらに、申込書で申込みをしたものの受診をしていない方というのが毎年2,000人ほどいらっしゃいますので、今年度は新たにそういった方に受診勧奨をする予定であります。対象者の年齢や過去の受診状況などに合わせて、そっと背中を押すような、健診を受けるきっかけとなるような内容で受診勧奨して、勧奨時の申込みにはウェブや電話で簡単に申し込めるようななどにして受診率の向上に努めます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑のある方。

○委員（酒井正司君） 質問したかったのが、この重点事業点検報告書の表現が、高齢化により大幅な増加が見込めない、受診率の低下が予想されますと。本当に何ていうんですかね、打つ手がないよという何か非常に意欲に欠ける、健康増進課と思えない表現があったもんで質問したんですが、例えばバリウムなんかの量って随分減っていますよね、ここ数年前からね。それから1回で飲めるようになって随分飲みやすくなっていますし、その辺のPRとか、どうもそういう記事とか、案内に触れた記憶がないんですよ。ですから、やはり高齢化でしようがないという、これは現実問題ですけども、勧奨をするとおっしゃいましたけど、やっぱり打つ手がないのでこれで低下はやむを得ないんですというこういう表現は非常に残念

だなどと思って。今後やっぱり何か打つ手があるはず、高齢化はしようがないですよ、そりゃ。ただ、せっかくの機会であるし、健康寿命も延びてきていますんで、可児市は。だから、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいなあとと思っています。

○健康増進課長（佐橋紀康君） ありがとうございます。

参考にさせていただきます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑を求める方ありますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑番号64。

○委員（松尾和樹君） 重点事業点検報告書19ページの健康づくり推進事業です。

周知の機会を増やすことに加えて、周知のやり方を工夫する必要があると考えられます。健康意識が比較的低い層や、これらのイベントに参加しない市民にアプローチするため、どのようなPR方法を検討されていますでしょうか。

○健康増進課長（佐橋紀康君） まず歩こう可児302運動については、市の委託団体である可児市健康づくり運動普及推進協議会が実施しているウォーキングKANIのチラシを配布するだけではなくて、地区センターにポスターを掲示してもらったり、自治会の回覧版で回覧、ケーブルテレビに取り上げてもらうなど、積極的にPRはしているところです。また、新たにカニミライブにもチラシを置いてもらい、買物客の目に触れるようにもしました。

また、インスタグラムと市のLINEには、健康フェア可児、ウォーキングなど日曜開催のものを掲載しています。今後は、ウォーキングイベントであれば、ウォーキングのPRだけでなく市の魅力発見といったイベント無関心の層にも興味を持っていただける、届くような内容に工夫して、SNSの活用頻度も増やしていきたいと思います。

あわせて、市内のウォーキングイベントなどにおいても、歩こう可児302運動、岐阜県のウォーキングアプリなど健康づくりに関わる事業の啓発を行っていきたいと考えています。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑を求める方ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号65。

○委員（板津博之君） 重点事業点検報告書は、21ページの子どものいじめ防止事業です。

今回から新たに、参考指標のところにいじめ解消率という、今まで見たことがなかった指標ですけれども、新たにこれが示されたということで、どのように算出しているのかということをお聞きします。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 御質問いただきましたいじめの解消率につきましては、教育委員会が毎年実施をしておりますいじめ調査の結果に基づきまして、各小・中学校におけるいじめの認知件数のうち、各学校が事案が解消したと捉えた件数の割合を示した数値になっております。以上です。

○委員（板津博之君） 今回からこの指標に変えられた意図というのは何かあるんでしょうか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 実は、この事業につきましては、ここ数年の間毎年指標を変更させていただいております。担当課の私どもとしてもどういった指標がふさわしいかというのを常に悩みながら設定をさせていただいているところでございます。今回のいじめの解消率につきましては、可児市のいじめ防止基本方針というものがございまして、その中でこの方針の内容の見直しですとか、検証をするための参考指標という形で3つ指標を置いてございまして、そのうちの一つがこの解消率でございます。いじめ防止専門委員会の活動にも一番関わりが深いのではないかとということで、令和5年度の当初予算編成の段階で指標ということで設定をさせていただきました。

ただ、しかしながら今御質問いただきましたとおり、なかなか数値の評価が直感的に分かりづらいのではないかとことを私たちも感じてございまして、あとこの解消率も単純に数値が高ければいいということではなくて、やはりいじめの被害者、加害者双方に寄り添った丁寧な対応を継続的にしていく必要があるだろうということがいじめ防止専門委員会の中での基本的な考え方でもございますので、そういった経緯を踏まえまして令和6年度の当初予算編成の段階で、参考指標についてはいじめ防止専門委員会でのいじめの相談の受付件数という、令和4年度の指標と同じなんですけれども、設定を変更して戻させていただいているという状況でございます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑を求める方ありますか。

○委員（高木将延君） ということは、解消率59.1%ということは40%解消されていないというふうに受け取ってもいいのか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 数字の上ではまだ解消していないと学校が捉えている事案がそれだけあるということでございます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑ありますか。

[挙手する者なし]

では、質疑番号66。

○委員（田上元一君） 重点事業点検報告書の22ページ、子育て支援政策経費のところであり

ます。当初質問を考えるときに、子育て支援政策経費ということで子育て支援課のほうがいわゆる市の子育て施策を担っていくのかなということで思っておりましたけれども、子育て政策そのものについては企画部のほうがしっかりと全体の取りまとめをして、子育て支援課のほうはいわゆる実行部隊という形かなという、そういうすみ分けだというふうな御説明がございました。そうした中で、実施内容の中に子ども・子育て会議を開催をしましたというふうに書いてございますが、この会議で実際にどのようなことが話し合われて、その内容がいわゆる子育て支援策にどのように生かされていったのか。また国が示す、こどもまんなか社会の実現に対して、この会議はどのような役割を果たしたというふうに考えていらっしゃるのでしょうか、お願いします。

○子育て支援課長（野尻康宏君） お答えいたします。

まず初めに、子ども・子育て会議の位置づけのほうから御説明をさせていただきます。

子ども・子育て会議につきましては、子ども・子育て支援法並びに可児市子ども・子育て会議条例に基づいて設置をしております、その審議事項につきましては子ども・子育て支援法に規定がございます。項目としては4つございまして、1つ目が認定こども園、幼稚園、保育園などの特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。2つ目が、小規模保育事業や事業所内保育事業など特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。3つ目が、市の子ども・子育て支援事業計画の策定や変更に関する事。最後の4つ目が、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査、審議することとなっております。

次に、令和5年度の2回の会議の開催状況でございます。

1回目につきましては、昨年の8月に開催をいたしまして、現在の第2期の子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、前年度、令和4年度の実績を中心に報告をさせていただき、主に各事業の詳細についての質疑にお答えをしております。また、小規模保育事業所の認可についてもこのときに御意見を伺っております。

次に、2回目の会議につきましては本年2月に開催をしております、1回目の会議とは別の小規模保育事業所の認可について御意見を頂戴しております。

この2件の小規模保育事業所につきましては、いずれも最終的に市で認可をしております。なお、2回目の会議ではですね、今年度から開設をいたしました子ども家庭センターを設置をすることや、令和6年度中に現在の第2期の子ども・子育て支援事業計画が終期を迎えることから、第3期の計画を策定する予定であるということも併せて御説明をさせていただいたところでございます。以上です。

○委員（田上元一君） 会議の審議事項については了解をいたしました。

私も実は仕事でやらせていただいたことあるので、前半の許認可のことは当然そのとおりだと思いますし、それから事業計画の進捗状況、それもそのとおりだと思いますが、一番最後のところというのは、4つ目の項目というのはこの会議の中でどういう形で話し合いをされてみえるのでしょうか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 今の審議事項の中で、子ども・子育て支援事業計画についてということで、実績の報告ということも申し上げましたけれども、本市の計画につきましては後ほどのちょっと答弁にも関わってくるんですけども、子供の貧困対策ですとか、次世代育成の計画も一体的に現在の計画策定をしております、その部分の計画の書き込みもでございますので、そういった部分についても併せて事業の進捗等報告をさせていただいております。中でも、例えば子供のいじめですとか、児童虐待とかですね、直接支援事業に関わりが法的にはないところについても併せて御説明させていただき、御意見等も頂戴しているという状況でございます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑を求める方ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑番号67。

○副委員長（野呂和久君） 事業名が、子育て支援政策経費です。

今後の課題に、令和5年4月にこども基本法が施行され、今後の子ども・子育て支援についてはこうした流れを踏まえながら当市の特性に応じた施策を実施していく必要がありますとしています。子供施策に関する計画の策定など、今後の本市の予定はどうでしょうか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） お答えをいたします。

先ほども少し申し上げましたし、今議会の教育福祉委員会でも御説明をさせていただく予定をしておりますけれども、今年度で現在の第2期の子ども・子育て支援事業計画の計画期間が満了するというので、第3期、次期の計画を今年度末に策定をする予定でございます。次の計画につきましては、現在の第2期計画と同様に、子ども・子育て支援法に基づく市町村計画として策定をいたしますとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画としても位置づけまして、一体的に策定をしたいと考えております。

子供施策に関する計画策定について、現時点での予定は以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号68、69、70を一括で。

○委員（富田牧子君） 重点事業点検報告書の26ページです。家庭教育推進事業。

不登校支援検討委員会は、当初の予定では6回ほどということでしたけれども、4回の開催となりました。そして、関連の3団体の人たちと十分に話し合うことができたのでしょうか。というのも、ここがどうなったかという話が、私は教育福祉委員会ですけど、一向に教育福祉委員会の中で説明されなかったという思いがあるんですね。突如スマイリングルームを可児川苑に広く大きくしますという話だけ教育委員会のほうから説明されたということで、本当にこの不登校支援検討委員会で十分検討されたのかということにいささかちょっと疑問を持っているところです。この検討委員会における不登校児童・生徒の保護者等からの意見や協議内容、把握した課題は一体何だったのでしょうか。これらの協議内容等を教育委員会など関係機関と十分に共有されておりますか。

○委員（田上元一君） 同じところですけども、不登校支援検討委員会ではどのような議論がなされ、どのような問題点や課題が抽出されたのか、そしてそれに対する対応はどうかということでもありますけれども、いわゆる総論というのか、例えば個別案件の対応みたいなこと、各論なのか、その辺りも含めてちょっとお聞かせ願えればと思います。

○委員（高木将延君） 同じところですよ。

不登校支援検討委員会での意見はどのように反映されているのか教えてください。

○子育て支援課長（野尻康宏君） お答えいたします。

不登校支援検討委員会につきましては、令和5年度の当初予算の積算の上では6回の会議開催ということで想定をしておりましたが、結果として4回の会議で提言をまとめていただ

いております。ただ、委員として参加をいただきました不登校児童・生徒の保護者の会の方には、会議以外の場でも個別に意見聴取などを行いながら検討を進めてまいったところがございます。

検討委員会における協議内容としましては、家庭や学校以外の第3の居場所や保護者支援の在り方について現状と課題、あるいはどのような居場所や保護者支援が必要かといったことについて協議をしていただきました。その中では、不登校に至る要因ですとか子供が抱える課題は多種多様でありまして、現在可児市にはフリースクールと呼ばれる施設がないんですけれども、仮にあったとしてもそのフリースクールが結局合わないというお子さんもいるだろうということで、その意味でも家庭や学校以外の第3の居場所が幾つか、複数あることが理想であると。ただ、残念ながら現在可児市ではそうした居場所がまだまだ不足しているという現状認識ですとか、学校に行けない子供と学校との間で板挟みになってしまって傷つく保護者の方もお見えになるということで、学校以外での相談の場があるとよいのではないかとといったこと、また保護者の気持ちに余裕があれば自分のお子さんとの接し方についても少し前向きにといいますか、変われる部分もあるだろうということで、そういった当事者である保護者同士が交流をしていただいたり、情報交換したりといった場があるとよいといったような御意見を頂戴しております。

そういった御意見を受けまして、これまでの市の対応としましては、まず昨年9月に子育て支援課の中に不登校支援室を設置いたしまして、保護者の方からの御相談に応じたり、相談の場では県内のフリースクールですとか市内の保護者の支援団体、あるいは子ども食堂や学習支援を行っているような子供の居場所となり得るような支援団体の情報など当課のほうで収集をして、保護者の方に提供させていただいているところでございます。

また、今年度につきましては、当課が主催をする形で保護者同士の交流の機会を年度内に設けるために現在準備を進めているほか、第3の居場所づくりということで、まずは市内の児童センター、児童館が平日でも安心して過ごしていただけるということを見守るセンターの便りですとか、市のホームページなどで周知する取組も始めたところでございます。また併せて、地区センターについても、居場所として活用するための方策を現在検討の着手をしたところで、今後そちらについても進めていきたいと考えております。

なお、検討委員会の会議の中で教育研究所のスマイリングルーム、今お話の中にも出ましたけれども、そちらの担当者にも出席をいただきまして、スマイリングルームの現状ですとかそういったことも報告をいただく中で、教育委員会とも情報共有しながら検討を進めてきているところでございます。以上です。

○委員（田上元一君） 教育委員会のスマイリングルームのほうの重点事業のシートの中で、表現として学校へ戻していくみたいなの、そういうその軸足、ある意味じゃ学校のほうは学校教育のほうに戻していく軸足だみたいな表現があって、こちらの子育て支援課のほうは、違う場所もありだよという、そういうすみ分けなのかなという感じはしているんですけれども、そうすると教育委員会との横の連携って結構大事だと思うんですね、どこへその子を行かせ

るかというのは。その連携あたりというのはどういうふうを考えているのでしょうか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） ちょっと私も詳しいことは申し上げられないんですが、今文部科学省のほうでも、必ずしも学校復帰に固執するのではないという方向性が今出てきておりまして、教育委員会でもそういった動きで今進めているところだと承知しております。当課のほうの不登校支援の関係では、先ほど来申しております第3の居場所づくりの中で、地区センターとか児童センターなんかで過ごしていただくということで周知はするんですけども、そういったところで過ごすときにも保護者の方と一緒に最初来ていただいて、そのお子さんがそこで無事に過ごしているということを学校と情報共有できるような、そういった仕組みができないかということも教育委員会とも既に打合せをしながら今後進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（田上元一君） 今発言があった、いわゆる学校との情報共有というのは実は一番大事なところだと思うので、それぞれ学校側の、スマイリングルーム等が目指しているところ、それから子育て支援課が目指しているもの、恐らく究極的には一緒だと思うので、そこをうまく横の連携を取っているという今発言がございましたので、ぜひともそこをしっかりと進めていただきたいなと思います。以上です。

○委員（富田牧子君） 先ほど、児童館とか地区センターもその居場所として考えていると、第3の居場所のところでお話があったんですけど、何かお話聞いていると、子供とお母さん、お母さんと限定するわけでもないですけど、が勝手に児童センター行って、それで何かやっていけば、それは居場所としての役割を果たしているというふうに思われるんですか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 今、不登校支援検討委員会の中でも御意見として出たのが、公共施設で、例えば児童センター、地区センターもそうなんですけれども、当然自由来館ですのお子さん、平日でも過ごしていただくということは制度的にはできるんですが、なかなかその地域が目というか、要はそういったお子さんが一人で平日学校がある時間帯にそういうところで過ごしていると、周りが声をかけてしまってそれが逆に苦になる、で行けないといった、周囲の理解とかそういったことも必要だという御意見もいただいておりますので、当然場としては既に受入れ体制を順次つくっているんですけども、児童センターなんかは既に児童厚生員がおりまして、そういったお子さんの対応もできますので、そういった意味でまずはこういったところを使っただけのよというような周知をさせていただいているところではあります。

地区センターについては、残念ながらまだそういった見守りの目がないものですから、できれば今保護者の会のような支援団体の方にそういった場をつくっていただいたりという形で連携をしながら、地域の方の意識醸成も併せて進めていきたいといったことを考えているところでございます。以上です。

○委員（富田牧子君） お結びの森というのがありますよね。一応フリースクールという範疇に入ると思うんですけど、そこは、たしか地区センターの図書室を借りてというふうだったと思いますけど、そこで開催しているということなんですけど、そういったような形を目指

しているんですか、どうなんですか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 私ども承知している範囲では、お結びの森さんは下恵土の地区センターの図書室の、もともとあった運営団体がもう継続ができないという中で地区センターのほうでお声をかけられて、その図書室の運営管理をする団体ということで、まずは下恵土地区センターのほうで活動を始められています。その延長線上で子ども食堂ですとか、不登校支援の保護者の交流の場ですとか、そういったことも同じ階の中で、下恵土地区センターだけではないんですけれども、しておられるというような状況で、まだフリースクールと言われるような形式ではないんじゃないかなと思いますけれども、先ほど申しましたとおり、そういった団体に各地区センターを拠点として、居場所のような形で活躍をしていただけるとありがたいなということで、今そういった準備を進めていければと考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑ありませんか。

○委員（高木将延君） 多様化していて、個別対応が多くなってきているようなことを聞いているんですけど、学年とかによる傾向とか、あと何ていうんですかね、こういう長期休みの後とかの時期による傾向とか、不登校になる前の予兆、予防みたいな話というのはどのぐらい出ているんですかね。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 全般的なことについては、私どもよりも教育委員会のほうが恐らく分析等はしていると思いますので、なかなか詳しいことまでは言及ができないんですが、御相談いただいている中でもやっぱり長期休暇明けですとかに登校しぶり、新学期とか進級したタイミングでという御相談を不登校支援室のほうでもいただいております。国なんかでも長期休暇明けについては明ける前に生活リズムを整えるように子供さんに働きかけをすとか、そういったアドバイスもいろいろ出ておりますけれども、そういった部分を不登校支援室の中でも周知とか啓発をしていければと思っております。以上です。

○委員（渡辺仁美君） スマイルングループに水曜日だったと思うんですけどチャレンジデーというのがあって、学校に行ってみようという、そういった設定があるんですけれども、これは今後も続けていかれますか。その国の指針も。

○委員長（山田喜弘君） スマイルングループは教育委員会の所管なので質問を変えてください。

○委員（渡辺仁美君） すみません。

先ほど、田上委員がおっしゃっていた学校復帰に対するお答えが、国の指針がというようなことおっしゃっていたんでスマイルングループのことを聞きましたが、最後のところでもう一回質問させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○委員長（山田喜弘君） このこども健康部でですか、それとも教育委員会ですか。

○委員（渡辺仁美君） 教育委員会で質疑させていただきます。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑ありますか。

[挙手する者なし]

では、続いて質疑番号71。

○委員（松尾和樹君） 同じく、家庭教育推進事業についてです。

新設の不登校児童・生徒の保護者向け相談窓口に、相談先が分からないとの声が寄せられているとのことでありましたが、この相談窓口も含めて市の相談先が分からないというようなそういった声をよく聞きます。こういった状況を改善するため、どのような具体的な方策を検討されていますでしょうか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） お答えいたします。

まず、これまでに教育委員会のほうで運用しておりますすぐーるを活用いたしまして、昨年9月の不登校支援室開設時と、それから本年5月のゴールデンウィーク明け、長期休暇明けということで、そのタイミングで小・中学校の全保護者にメール配信をいたしまして、総合窓口があることを周知したところがございます。今後も進級や進学の時期ですとか夏休み明けなどのタイミングで、定期的にすぐーる等を活用しながら周知を進めてまいりたいと思いますし、また先ほど来話が出ております保護者の会などの支援団体の活動の中でも周知に御協力頂けるように情報提供に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑を求める方ありますか。

[挙手する者なし]

続いて、質疑番号72、73。

○委員（前川一平君） 同じく家庭教育推進事業です。

今後の課題にある家庭教育学級の開催の偏りに対する学級の状況に合わせた運営支援について、開催方法の変更など何か具体策はありますか。

○委員（酒向さやか君） 同じところですか。

家庭教育学級の学級生は年々減少傾向にあります。参加しやすいシステムやPRの仕方について、市としての今後の展望はどうなっていますでしょうか、お願いします。

○子育て支援課長（野尻康宏君） お答えいたします。

まず家庭教育学級では、従来から子育てや親育ちのための学びを主体的に企画、運営していただくということが大切であると考えておりまして、その意味で学級ごとにリーダーを選出いただいて、そういったリーダー向けの研修会を開催するなどして運営の支援を行ってきておりますけれども、少子化ですとか共働き世帯の増加などの影響で、最近では学級生の減少、あるいはリーダーの担い手が少なくなっているということが課題となっております。

また、特に幼稚園、保育園、小・中学校の家庭教育学級につきましては、保護者会ですとかPTAの活動と一体的に運営されている学級と、参加希望者を手挙げ方式で募る学級等がございます。そういった意味で、活動状況も学級の人数の規模ですとか各年度の役員の考え方などで変わってくる部分も少なからずございまして、それが開催状況の偏りにもつながっているのではないかなと考えております。

そのため、例えば幼保小中の学校家庭教育学級につきましては、市が子育て中の保護者を対象として毎年5回ほど開催をしております子育てまなび講座という講座がございまして、

そういった講座の場を家庭教育学級の活動として年間計画に位置づけて、皆さんで参加いただいてもいいといったようなことですか、そういった集合型の講座や講演会などの行事開催だけでなく、各学校で進めておられる「話そう！語ろう！わが家の約束」ですとか「一家庭一実践」のようなですね、そういった在宅型の取組についてもできる方法があるよといったようなことを研修会などの機会を通じて情報提供やアドバイスなどをさせていただいております。

また、リーダーの負担軽減策ということで、特に幼保小中の家庭教育学級につきましては、市にいろいろ活動の関係の書類を提出をいただくことになっているんですけども、そういったものを従来は紙で頂いていたものをL o G oフォームで電子的に提出いただけるようにしたりですとか、若い世代の方が活用している媒体を使って広報するというので、情報配信サービスのかにっ子ナビやSNSなどで乳幼児学級の学級生を募集したりといったようなことも今進めているところでございます。

今後、リーダーの負担を軽減しつつ、学級活動を継続していただけるように教育委員会などとも連携しながら各種の支援を行ってまいりたいと思っておりますし、先ほど申しました子育てまなび講座のような学級生以外も参加できるような市主催の講座も引き続き実施をしていくことで、家庭教育について学ぶ機会の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑ありますか。

[挙手する者なし]

では、続いて質疑番号74、75、一括で。

○委員（田上元一君） 重点事業点検報告書は30ページです。

私立保育園等保育促進事業についてであります。

指標のところには待機児童ゼロということで記載がございしますが、実際には希望した保育園に入園がかなわなかったというお話をお聞きすることもあります。もちろん、一定の基準の下で采配をしてみえるので難しいところもあると思いますが、保護者の希望に十分に答えることができていると考えておられますか。また、足らざる点や見直す点があるとなれば何かありますでしょうか。

○委員（高木将延君） 同じところですか。

保育ニーズが多様化している中で、認可外保育園への保育料無償化の猶予期間が終了します。それでも待機児童ゼロは維持できるのか。また、国のほうでは小規模保育園で3歳以上の受入れを認めるとしていますが、本市でのその検討はあるのでしょうか。

○保育課長（可児浩之君） まず待機児童でございますけれども、委員御指摘のとおり待機児童は現在ゼロ人でございますが、市内のほかの保育園に空きがあっても、希望する保育園に空きがないため入園を待つ、いわゆる潜在待機児童が令和6年4月1日現在で58人の方がお見えになります。潜在待機児童のうち約6割をゼロ歳から2歳児の方が占めておられまして、このため市は未満児の保育ニーズ増加に対応するため、小規模保育施設2園を令和5年10月

と令和6年4月に認可し、対応してきているところでございます。保育がどうしても必要な場合、市内の園のいずれかでは空きがあり預けることが可能であるため、保育ニーズには応えられていると考えておりますが、今後も就学前人口の減少や保育ニーズの状況を踏まえながら対応していく必要があると考えております。

次に、認可外施設の無償化経過措置についてでございます。

令和6年9月末で経過措置が終了するというところでございますが、指導基準を満たす見込みがない認可外保育施設につきましては、主に外国籍の方が利用する4施設がございまして、無償化の対象となっている児童は54人が在籍をしております。このうち、ほとんどが3歳から5歳の方であるということでございます。

認可園への転園希望につきましては、令和5年に保護者にアンケート調査を実施しておりまして、これによりますと26.1%の方が認可園に転園を希望しているというような割合となっております。ですので、この現在、在籍する54人のうち26.1%としますと、14人の方が認可園への転園を希望すると見込むわけでございますけれども、この場合現在の認可園の空き状況と、それから場合によっては保育園の預かり保育などで対応することも可能ではないかということで、待機児童はゼロで維持できるのではないかというふうに考えております。

なお、外国籍児童の利用がほとんどで、言語の問題で保育士を基準数確保できない施設など岐阜県知事が特に認めた施設につきましては、さらに最大5年間この無償化経過措置期間が延長されるということがございます。現在、岐阜県がその審査を実際しておりまして、結果が9月末に出るというような状況でございます。

次に、小規模保育施設での3歳以上の受入れでございますけれども、国は集団生活を行うことが困難である場合や、過疎地等近くに教育、保育施設がない場合など、地域の実情に合わせて小規模保育施設で3歳以上の受入れが可能ということにしております。本市におきましては、未満児の保育ニーズが高く小規模保育施設の定員充足率が高い状況にありまして、現状では3歳以上の受入れにつきましては検討してございません。以上です。

○委員（田上元一君） 個別の案件について云々申し上げることはないですが、実際にすぐ近くに保育園があって、そこに希望しているのに遠くに行かされたという言い方は失礼かもしれませんが、そういうふうになってしまった、逆にすごい遠くの方を受け入れることになったというお話をお聞きすることもあります。今、一定の基準の下でということなので、その潜在待機児童の方の希望というのが全て満たされるとは思いませんが、できるならばより丁寧に保護者の要望にはまずお応えをいただくように御努力をいただきたいというのは希望としてありますので、お願いします。

○保育課長（可児浩之君） ありがとうございます。

保育ニーズをしっかりと捉えて、できるだけ対応できるように努力してまいりたいと思います。

○委員（高木将延君） 無償化の猶予期間の延長はまだ答えが出ていないということなんですけど、やっぱり外国籍の方のお子さんを受け入れていただける園というのが限られてくる、

言語の問題ですとか。そうした場合に、日本の方と違って幼稚園行かなくてもいいやという親御さんが結構おられる中で、学校に入ってくるときに未就園の状態に入ってくる可能性が多いと思うんですけど、その辺り、何か見解ありますか。

○保育課長（可児浩之君） 外国籍の方は、先ほど認可園への転園の方が26.1%しかいないということだったんですけども、やはり言語の関係で認可外、バスで送迎があったりとかきめ細やかな対応をしていただけるといところの中で、認可外を御希望される方は非常に多い状況にはあるということでございます。

ただ一方で、公立園もそうですし私立保育園等もそうですけれども、例えば保護者の方が日本語を話せなくても、その知り合いの方が日本語を話せるという条件であれば、受け入れるという園はたくさんございますので、必ずしも入れないというわけじゃないんですけども、ただ外国籍の方のほうから見たときに、できれば母国語で行けるほうが利用がしやすいというような状況がちょっとあるものですから、なかなか難しいなというのが現状のところでございます。委員おっしゃるように、ただ小学校就学前にやはり集団生活をしっかり経験させたいというのは日本人も外国籍の方も同じだと思いますので、その辺りは今のフレビアであったりとか、一応その母国語の集団では体験をしているものの、日本語をどれだけというのはやはり課題があるとうちのほうも認識をしております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号76。

○委員（前川一平君） 重点事業点検報告書31、32ページ市立保育園管理運営経費と市立幼稚園管理運営経費ですが、令和5年11月に実施した職場環境等に関するアンケート集計結果を受けて、職場環境の向上に向けて取り組んでいる対策は何かありますでしょうか。

○保育課長（可児浩之君） お答えします。

各園におきましては、勤務時間内の事務時間の確保、休暇の計画的取得など職場環境の改善の取組を推進しております。今年度の具体的な取組といたしましては、6月の公立園の主任会におきまして、さらなる事務の効率化と職場環境改善の課題の取りまとめを実施いたしました。また、運動会の保護者用プログラムの作成を、それぞれ今までは各園で作っておったものを5園統一のものにさせていただきまして、その作成をKサポート カラーズのほうに委託をして、事務の負担軽減を行っております。また、めぐみ保育園で土曜保育を実施しておりますけれども、こちらにつきまして瀬田幼稚園の職員、今まで当番には入っておりませんでしたけれども、瀬田幼稚園の職員も当番に含めることで職員の負担を均一化するように改善をしてきております。

なお、待遇面につきましては、会計年度任用職員の報酬額の見直しと勤勉手当の新規支給といった点で、令和6年4月から増額ということで対応してきてございます。

今後も保育補助者の採用に努めるとともに、ICT化の導入検討など職場環境の向上に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

続いて、質疑番号77、78。

○委員（伊藤健二君） 同じく31ページ及び32ページです。

保育課関係で、市立保育園管理運営経費並びに市立幼稚園管理運営経費になります。

発達に心配のある子供や障がいのある子供等、多様な保育ニーズに応える必要と、公立保育園、幼稚園5園の在り方、役割等について検討していく必要があると文章の中で判定をしておられます。将来的な公立園の在り方等をどのように考えているのか。将来的な在り方についての方向、中身を問うものです。

続いて、市立幼稚園の利用者が増減して、令和3年で57人、令和4年で47人、令和5年で若干持ち直して49人という状況と表示されています。就園児童数は年々減少と判定はされております。その原因は、1つに少子化の問題、2つ目は幼児教育・保育の無償化として施策が進んできたこと、保護者にとってはこうした①②の状況によって費用もほぼ同等で選択の自由が広がる中で、園庭の狭い、魅力が少ない瀬田幼稚園では将来性が薄いということが言いたくて書いてあるのか、どうなんでしょうか。

公立園の在り方、役割等について検討していく必要があるというのが答えの出し方のようにありますけれども、この検討していく必要があるという中身については、かつて十数年前に、平成21年のいわゆる職員の検討チームが立ち上がって、前の市長の下で議論がなされました。民間委託の問題も含めて、それから公立園については、特に幼稚園については廃園というようなこともあるのかどうなのかという議論がなされたわけですが、そのときとどのように中身、あるいは前提条件が違うのか、その点について御説明をお願いしたいと思います。

○保育課長（可児浩之君） お答えします。

まず公立保育園についてでございますけれども、現在公立保育園はめぐみ保育園、土田保育園が定員充足率80%以上であるものの、久々利保育園、兼山保育園は約50%となっており、施設の老朽化や保育士確保の課題などがあります。今後は、就学前人口のさらなる減少が見込まれる中で、支援が必要な子供の増加や医療的ケア児など、多様化する保育ニーズへの対応に加え、令和8年度からはこども誰でも通園制度による新たなニーズへの対応などが必要となってまいります。

こうした状況の中で、将来的な公立園の在り方については、公立園のみならず市内における保育施設の状況や今後の見込みなどを踏まえて判断していく必要があると考えております。このため、多様化する保育ニーズや民間事業者とのバランスなどを総合的に踏まえ、第3期子ども・子育て支援事業計画などにおきまして公立園の在り方、これは役割であったりとかです、いわゆる支援が必要な子が増えているという中で、その部分をどうしていくのかというのを踏まえて検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、公立幼稚園についてでございますけれども、少子化や幼児教育・保育の無償化に加え、保育ニーズの増加により定員充足率40%にまで現在減少しております。ただ、この状況

は瀬田幼稚園に限ったことではございませんで、他の私立幼稚園についても同様に定員充足率が落ちてきているというような状況がございます。

平成21年当時の瀬田幼稚園の廃園論争等につきましては、当時は定員120人に対しまして園児が97人在籍していた中で充足率80.8%と、かなり地域ニーズが高い状況の中で、耐震改修を踏まえた財政効率化を中心とした観点から廃園等の計画というものを議論したという認識でございます。

今回の公立園の在り方の検討ということにつきましては、平成21年と大きく違う点としましては、定員充足率が40%と地域ニーズ自体が大きく減少してきているというような背景があるということ、今後就学前人口がさらに減少し、保育ニーズがさらに増加する中で、施設の老朽化、それから保育士の確保の問題、民間事業者とのバランスをはじめ、一方でいかに幼児教育を確保していくかというのも大事なところだというふうに考えております。こういったことを踏まえて公立園の在り方を検討する必要がある時期に来ているのではないかとということでございます。以上です。

○委員（伊藤健二君） ありがとうございます。

今後の在り方を問う設問をしてみたわけですが、同様の質問は先ほど来の議論のありました、質疑の通番でいいますと66番、67番の田上委員、野呂委員が、子育て支援政策経費の中で問いただされた内容とも連動している内容だと私は理解をしています。すなわち、当市の特性に応じた施策を実施していく必要があるという必要性を認めつつ、その計画についてはこれから今後具体化を図っていくという内容であります。国のほうの法律もこども基本法等々ができたということだとか、子ども・子育ての支援計画をつくっていかなくちゃいけないという点はみんな一致をしているんだけど、その際に当市の特性というのは何ですかと、これは相当幅広い内容を含みますので、項目も幾多にもわたるだろうとは思いますが、一体、今市の到達点として可児市の特性に応じた施策というものはどういう側面で成り立っているのかというの、どこを見たら載っていますか、あるいはそういうのを取りまとめた経過はありますか、現時点で。

これからまとめていく、例えば外国籍市民が多いとか、それに伴って発生している二次的、三次的な要素の問題だとか、さっき外国籍の利用の問題もちょっと絡んでいましたよね。いっぱい分析はできると思うけど、要はその一つ一つの積み上げがどういうふうになされようとしているのかが分からないんです。それで、今後検討は必要だというのは一致しました。問題はどういう手順で、まず特性とは何か、その特性に応じた施策、政策というのとはどんな側面があるのかという点と、それをどういうテンポでやっていこうとしているのか、計画化の問題、この辺についてどこまで今準備ができていっているのでしょうか。どこを見れば、この市の考えを知ることができるでしょうか。

○保育課長（可児浩之君） 今の御質問ですが、まずは、先ほど来子育て支援課のほうからも話がありましたとおり第3期の子ども・子育て支援事業計画、こちらが令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間として、例えば保育料がどれぐらい必要なのかとか、私ども保育

課でいいますとそういったような検討をしていくという形になります。市の特性、いじめ防止であったり外国籍の話もそうですし、いろいろあると思いますけれども、まずはその第3期子ども・子育て支援事業計画の中で、こども健康部としてこういった施策というものが必要なのかというのを議論していくことになって、ただ、その子ども・子育て支援事業計画というのは基本的にこういうニーズがあって、こういう量が必要だからこういう施策をしていますというような計画になるわけなんですけれども、市全体的なもの、子育て施策というものにつきましてはこども健康部だけではなくて、その後庁議であったりとか、市全体の政策の中でさらに議論されていくものになるというふうに考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） いいですか。

関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

質疑番号79、80、一括で。

○委員（伊藤健二君） 重点事業点検報告書33ページで、保育課関係です。

私立幼稚園支援事業、これは幼稚園の認定こども園への移行について記載がなされています。市民の利便性の向上、本市にとっての意味づけについて簡単に説明をお願いしたいと思います。

○委員（田上元一君） 同じところです。

認定こども園への移行というのを一つの課題というふうに上げておられますけれども、保護者側というか家庭側から見ると、いろんな受皿があるというのは選択肢があるという意味では当然歓迎すべきことでありますけれども、逆に事業者側にとってみれば子供たちの取り合いであるとか、あるいは職員の負担みたいなことで、なかなかそこに移行し切れないというのも現状としてあると思います。市としてそれを進めていくというその政策的な位置づけというか、これがうちの方針であるというふうに理解してよろしいのか。また、もしそれを進めていく場合にはどのような工程で進めていかれるのか、お願いいたします。

○保育課長（可児浩之君） お答えします。

幼稚園が認定こども園に移行することにつきましては、幼稚園を希望する児童だけでなく保育ニーズのある児童も受入れできるので、保護者の園選択肢の幅も保育の受皿も広がるということで市民の利便性の向上につながると考えています。また、本市にとっては特に増加する未満児の保育ニーズの受皿としての保育枠を確保できる点であるとか、先ほど来出ましたけれども保育認定者であっても幼児教育を受けられるというところが大きな点ではないかというふうに考えております。

なお、幼稚園の認定こども園化につきましては、具体的に市として市内の幼稚園代表者が集まります幼稚園教育協議会などで、認定こども園化の事務の事務であったりとかやり方、そういった情報提供をさせていただいておりますほか、具体的に認定こども園化を考えているんだけどという御相談があった場合については御協力をして、県への問合せなどをして回答しているというような状況でございます。

具体的にどのような工程で進めるかというところの中で、認定こども園は県が認可者となりますので、一般的な日程といたしましては10月頃、県の子育て支援課のほうに認定の申請を行いまして、1月に県が市へ協議をした上で2月に認定を通知、その後開所準備に入り4月に開所するというスケジュールが一般的になってまいります。以上です。

○委員（田上元一君） お隣の美濃加茂市では有名どころが認定こども園に移行したということで、可児市もその波が来たなあというのが一般的な見方でありますけれども、一方でいうと事業者側にとってのクリアしなければならない項目がたくさんあると思います。また、その工程というものの、年度的な工程という意味ではなくて、例えば可児市としてはこの私立幼稚園を認定こども園に移行するというのを後押ししていく、推進をしていくというような方向性ということで、それはそういうふうで理解してよろしいかという質問としてはどうでしょうか。

○保育課長（可児浩之君） お答えします。

大前提が、保護者の利便性向上につながるという点の中で、やはり国も認定こども園化を推進しているという中で、可児市としてもそれはやっていくべきではないかというふうには考えております。先ほど公立園の在り方の話もございましたけれども、公立で今認定こども園が実は一園もないというような状況もございますので、その在り方の中に認定こども園化というものも含めた上で検討していかなければならないかというふうには考えております。

○委員（伊藤健二君） 認定こども園に移していけるといいですねというのは同じです。その中で、預かり保育部分の時間帯、今だったら幼稚園については前が少し欠けるんですよ。8時から8時半とか、それから後ろも同じように、後ろというのは、降園していく際に親が間に合わない、これをどうするかということで預かり保育部分でお預かりをして対応していける、それに伴って費用もまた出てくると思うんですけど、その辺の財政支援というか親御さんへの必要な援助、支援の在り方なんかについても、併せて今もう既に検討されておりますか。たしか1回440円ぐらいの何か負担が出るような話です。

○保育課長（可児浩之君） 預かり保育部分につきましても無償化の対象に基本的になるはずですので、ただ細かい、足が出る出ないという話は、出る場合も状況によってありますもんですから、ちょっとすみません、細かいところまではあれですけれども、基本的には無償化の中である程度対応はしていけるといいうふうには考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、続いて質疑番号81。

○委員（前川一平君） 重点事業点検報告書38ページ、母子健康診査事業。

今後の課題において、外国籍の方の未受診としては転入出が多い、健診について理解が得られない等といった理由があり、また訪問しても不在である場合が多く、現状の把握が難しいケースが増えているとありますが、転入時にこういった案内はされてみえるのでしょうか。

○健康増進課長（佐橋紀康君） 可児市への転入の手続に来られた際、予防接種や健診等の案

内を市民課でお渡ししています。案内と同時に、母子手帳を持って子育て健康プラザ マーノに来ていただくように文章でも周知しております。これらの母子事業の文章については、ポルトガル語版と英語版を準備しております。子育て健康プラザ マーノに来所されない場合には、また個別で文書を発送し、安否確認のために訪問も実施して案内しています。健康増進課の窓口では、お子さんの月齢や健診等の受診状況に応じて個別で案内をしており、外国籍の方には通訳や翻訳機を用いて説明を行っています。

令和5年度は、乳幼児健診の対象者1,934人、受診率は99.3%というものであって、最終的には未受診者14人、この方々の現況把握ができました。今年度におきましても全件把握に努めていきたいと思っております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑番号82。

○委員（酒井正司君） 重点事業点検報告書82ページ、地域医療支援事業です。

そもそも当事業は、市の基幹病院である可児とうのう病院に最新医療機器の設置や医師確保であった。医師の働き方改革や救急医療体制維持に厳しさが増す昨今、医師確保の現状はいかがですか。

○健康増進課長（佐橋紀康君） 令和5年度の決算において、可児とうのう病院への救急医療体制確保等の補助金は3,959万1,000円です。そのうちの医療機器整備、医師確保等への支援は3,300万円となっています。夜間・休日の宿日直に従事する常勤医師、非常勤医師の人件費として補助金の一部が使われております。

救急搬送の受入れ件数が、令和3年度が507人、令和4年度が611人、令和5年度が698人と年々増加しております。高齢化に伴い増加する救急搬送に対して、夜間、休日も含めて救急医療機関としての役割を果たしているとは考えております。

医師の働き方改革など病院経営を取り巻く状況は厳しさを増しているようですが、常勤医師の確保に向けて院長が中心となって積極的に関係機関に働きかけを行ってまいります。以上です。

○委員（酒井正司君） 最近の医師の人数は、どんな感じで変移していますか。

○健康増進課長（佐橋紀康君） 可児とうのう病院は17人の常勤の医師が見えると聞いています。それで足りるかどうかというのはちょっと分からないんですけども、岐阜県内の医療機関の医師数調査結果というのがありまして、これ100床から200床の病院がありまして、ここで常勤の医師の平均が11人になっていますので、頑張ってみるのではないかなとは思っています。

○委員（酒井正司君） 実際、僕、病院へ行って、見てきたんですよ、3回ね。そしたらね、本当にひどい状態といたしますか、このままでいいのかなという非常に危機感を持ちました。例えばの話、眼科が週3日なんですよ。そのうちの1日は半日なんですよ。だから、現実問題、市民の需要に応えられる状況ではないかと、それは一つの例ね。ほかの内科も見てみ

ましても、内科もほとんどが当然ながら常勤ではないと。果たして、これで患者といいますか地域医療に十分応えられるのかなと非常に危機感を持ちました。近くに大きな大病院ができて、そちらに本当のストロー状態で吸われているのは分かるんですが、やはり地域医療というのは本当にこれからの高齢化を迎えての一番の大きなよりどころですので。

それで、病院と連携して検討していきますと、医師確保ね。具体的に例えば定期的にやるとか、どっちかからの申入れでやるとか、何かそういう具体的な策ってありますか。

○健康増進課長（佐橋紀康君） 今、ちょっと策はすぐには思いつかないんですけども、今現在、定期的に3病院、可児とうのう病院、藤掛病院、東可児病院と、救急医療について協議を重ねておりますので、そういったところで情報交換はできているんじゃないかなあと思っております。以上です。

○委員（酒井正司君） 何か万策尽きたみたいなお返答で非常に心細いわけなんですけど、いずれにしてもね、先ほど申し上げたように健康増進課という看板を掲げているので、もう少し積極的にというか前向きにといいますか、しっかりした返答ができるように、また私この問題はうっとやっていますんで、次回もうちょっと厳しく質問する予定をしております。よろしくをお願いします。

○健康増進課長（佐橋紀康君） 承知しました。頑張ります。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

では改めて、ただいま行われた質疑に関連する質疑を許します。

質問をされる方は、お一人質疑1回につき1問としてください。その際には質疑番号と事業名を述べてから発言をお願いします。

委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを入れて行ってください。

○委員（酒井正司君） 通し番号60、61で、胃カメラでの胃がん検診のお話が出ましたね。胃カメラって、御存じのように、口からと鼻からと両方ありますよね。鼻からのほうは検体の摘出とかちょっとした制限があるんですが、被検査人への負担はかなり低いはずなんで、その辺選択できるのか、あるいは1種類なのか、その辺教えてください。

○健康増進課長（佐橋紀康君） 両方選択できると聞いております。価格も変わらないように。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑ありますか。

○委員（松尾和樹君） 質疑番号71、家庭教育推進事業の部分で、子育て支援課に新しく窓口が開設されたというところで、相談件数が延べ20件、そこに対して私の質問では、相談窓口自体を知らないというような声がまだ多く寄せられているというところに対して今後どうしていくかというようなお話で説明を受けて、いろいろやられているという印象を受けました。

一方で、そのすぐ一歩で案内しているというところで、つまり教育委員会との連携、学校との連携という部分が説明の中にはさほどなかったような印象だったんですけども、その

辺りをお聞かせいただけますでしょうか。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 先ほど少し申し上げましたけれども、今後の居場所づくりの中でも、子供の安否確認という意味で、学校以外の場所での把握をどういうふうにするかというような協議については、もう既に教育委員会とも始めておりますし、それから不登校支援室の周知につきましては、私どものほうですぐーるでPRというのと併せて、教育委員会のほうでもスマイリングルームですとかそういったいろんな支援窓口、相談窓口があるというものの中で、当課の不登校支援室についても教育委員会のリーフレットのほうにも入れていくような形で、教育委員会としても周知を、協力をしていただいているというところで、協力のほうはさせていただいております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 他にありますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、こども健康部に関する質疑はこれで終了します。

ここで10時30分まで休憩します。

執行部の皆様お疲れさまでした。御退席ください。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時29分

○委員長（山田喜弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

福祉部及び教育委員会事務局所管に関する質疑を行います。

委員会資料データ22ページから28ページ、対象の質疑番号は83番から113番になります。

番号順に一問ずつ質疑をお願いします。

○委員（板津博之君） 重点事業点検報告書の8ページの在宅福祉事業になります。

緊急通報システムを利用する上で必要な協力者を選任できない高齢者は、現状どのくらいいるのか。また、選任できない場合の利用は困難となるということによろしいのでしょうか。

○委員長（山田喜弘君） 続いて、84番。

○委員（松尾和樹君） 同じく在宅福祉事業です。

緊急通報システム運営事業委託料996万円を要しているが、緊急時の通報手段として、新たな技術や手法を活用し、より低コストで高い効果を得られる可能性について調査・研究は行われていますでしょうか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 質疑番号83の板津委員と、質疑番号84の松尾委員からの在宅福祉事業、緊急通報システムに係る質疑については関連しておりますので、一括して答弁させていただきます。

まず、質疑番号83の板津委員の質疑について回答させていただきます。

協力者には通報時に15分程度で駆けつけることができる方を原則として3名お願いしていますが、3名の確保が困難な方については親族1名と協力者1名の2名を確保してもらうようお願いしております。親族との関係が悪く、協力を得られないケースや近所と疎遠にな

っているなどで協力者の選任ができないケースは、年間平均2件から3件程度の相談を受けております。

緊急通報システムは、総合警備保障株式会社、ALSOKのシステムを利用しており、協力者の人数設定については同社の推奨規定によるものとなっておりますが、協力者の確保に困難さを感じている方がいることから、協力者1名を確保できれば利用可能となるように現在同社と協議をさせていただいております。

なお、協力者1名の確保も難しい方については有料とはなりますが、同社のオプションサービスである駆けつけサービスを利用することも可能であり、同サービスを利用して登録されている方もいます。市としては今後も同社と協力者人数見直しの協議を継続するとともに、代替手段も視野に入れ調査・研究を進めてまいります。

続いて、質疑番号84の松尾委員からの質疑について回答させていただきます。

緊急通報システムの利用者は、毎年度300件前後で推移しています。利用者宅には、委託業者であるALSOKから貸与されている固定電話連動型の通報システムが設置されております。

なお、令和5年度における通報総数は1,545件あり、そのうち救急車要請となった緊急通報は18件となり、一命を取り留めることにつながった事案もあることから、有効に機能しているものと考えております。

現在、新たな手法等の調査・研究はしておりませんが、外出先等においても使用できる携帯型の通報システムなどに対するニーズもあると考えられることから、適宜調査・研究を行っていきたいと考えております。以上です。

○委員（板津博之君） ありがとうございます。

今の答弁で、結局15分で駆けつけてもらえる方が3名必要だというのがALSOKとの契約上の条件だということですけど、ただその確保できない方が1年に二、三件ということではよかったですかね。確認ですが。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） はい。現状のところ平均2件から3件程度あるというふうに聞いております。

○委員（板津博之君） 3名のところを1名でもできるように、ALSOKのほうに今交渉中というか検討中ということでありましてけれども、その後の説明で駆けつけサービスというのがあるということですが、これは有料になるという解釈でいいですか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） こちらは、月額330円が必要となるものです。こちら協力員がいない方については、この330円を払っていただくとALSOKの警備員が駆けつけるというような内容のものになっております。

○委員（松尾和樹君） すみません、もう一度ちょっと補足で説明をお願いします。

こちらの重点事業点検報告書には、緊急通報18件ということだったんですけど、先ほどの答弁だと総数が1,500強ということだったんですけど、その総数というのはどういう通報に当たるのか、すみません、もう一度お願いします。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） こちらの総数の1,545件につきましては、ちょっと胸が苦しいとかというような内容のものとか、ちょっとおなかが痛いとかというようなもので、よくよくそこでALSOKのオペレーターのほうとやっていると救急車を呼ぶほどでなくて、ちょっと実はおなか壊したとか、ちょっと日のたったものを食べてとかいうようなものが多大にあって、あとはちょっと寂しいから通報してみたとかというものもあるので1,545件という数字になって、実際に救急車を要請するようなものとしてやっぱり18件というような形のものとなっております。

○委員（松尾和樹君） ただいまの答弁はよく分かりました。

そうすると今の状況としては、直接救急車のほうに連絡せずにはまずこちらを利用してというフィルターを通してあるので、全体的に何かよいような印象を受けました。外出先でのニーズもあるということでしたので、そちらもやはり前向きに検討していただけるとよいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○委員（板津博之君） 先ほどの駆けつけサービスですけど、これは市のほうで、その駆けつけサービスを契約されている方というのは把握されているのでしょうか。何件とかということ。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 現状、1件、お一人が契約されているということ把握しております。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑番号85。

○委員（田口豊和君） 重点事業点検報告書の9ページ、高齢者生きがい推進事業ですが、令和5年度の参考指標が敬老事業対象者から老人クラブ会員数へ変更になりましたが、その意図をお願いいたします。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） お答えします。

敬老事業対象者数は、当該年度中に75歳となる高齢者の人数のことです。令和5年度から参考指標を老人クラブ会員数へと変えた意図としましては、年々会員数が減少している老人クラブ活動継続を図る上で会員数が重要なファクターであることから、それを課題として認識し、健友連合会と連携して対応策を考えていく必要があるものと判断したことから、参考指標の変更を行いました。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑番号86。

○委員（田上元一君） 同じ高齢者生きがい推進事業のところですか。

説明の際にも老人クラブの活動、生きがいづくりとして大切だというお話がございました。しかし、各地区の単老、いわゆる単位老人クラブの数が減っているということで、私の地元下恵土でも、健友連合会に入っている単老ってほとんどないというような状況になっていま

す。

一方で、健友連合会の活動というのは非常に活発でいらっしゃるわけですが、今後のその老人クラブの活動の継続の課題というところですが、具体的に何か対策を考えていらっしゃるでしょうか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） お答えします。

老人クラブが活動継続を図る上で、就労年齢の高齢化や趣味の多様化などに起因し、入会希望者の減少と単位老人クラブ会長などの役員の成り手不足が大きな課題となっております。

そこで、健友連合会では2か月に1回開催する健友会活性化委員会において、老人クラブの活動や運営方法の活性化に向けた検討が行われております。委員会では、老人クラブや同好会の内容の見直しや運転免許証返納者などの移動の足がない方が老人クラブや同好会に参加できるよう、移動支援の在り方についても協議されております。

以上から、委員会での協議動向を注視しつつ、健友連合会と連携して対応策を考えていく必要があると考えております。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑番号87。

○委員（酒井正司君） 重点事業点検報告書の11ページ、介護保険特別会計の地域支援事業です。

まちかど運動教室は健康寿命延命に貢献している貴重な成功例、何らかの形で因果関係を数値化できないか。地域住民からはもっと開催数を増やしてほしいとの声を聞くが、今後の対応策はどうか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 回答させていただきます。

まちかど運動教室は、令和6年8月末現在の登録者数は935人、平均年齢は77歳、市内30か所、37教室で一般介護予防事業として実施しています。いずれの教室も原則月2回開催しており、コロナ禍を経て参加者数は増加傾向にあります。

一般介護予防事業は、地域の身近な場所で人と人とのつながりを通して心の健康維持や認知予防、体力、筋力の維持向上を目的としており、高齢者の通いの場の一つとして位置づけています。運動という身体的フレイル予防も目的の一つですが、高齢者が定期的に通い、人と話す、学ぶなど加齢に伴って社会とのつながりが希薄化することで生じる社会的フレイル予防も大きな目的の一つです。

そのため、延べ参加人数以外に結果を数値化することはしていませんが、今後も身体的、社会的フレイル予防を目的に、より多くの方に御登録いただけるよう、各種媒体を活用して周知を図ります。

教室数の需要についてですが、令和6年度の定員総数は1,272人で、登録者は70%の935人となっております。各教室、受入れが可能な状態となっております。昨年度までは、登録者が定員を超えキャンセル待ちとなる教室もありましたが、今年度からは、連絡なしで連続し

て3か月以上欠席する場合は自動的に登録抹消とさせていただいているため、より多くの方に御登録いただけるようになりました。現段階では、地域からの要望はなく新規に教室を開催する予定はありませんが、地域から要望がある場合や地域の集会場を会場とした教室の開設についても前向きに検討していきたいと考えております。以上です。

○委員（酒井正司君） 数値化なんてできるはずないんですけど、そういう思いをちょっと書いてみたんです。これ令和3年度の1か月当たりの人数が500人台で、その翌年が1,100人台なんですよ。昨年度が約1,200人。なぜか目標値はその半分、660人。これは目標値を幾ら何でも変えてもらわないかんね。でないと、いかにもこの体制が整っていないところへ希望者が押しかけておるということになっていますので、先ほど御紹介があったように37教室で年延べ1万5,000人。これって本当に数値化したいほど効果が出ていると思うんですよ。

先ほどの定期的に外出するとか、社会的なフレイル予防になるとか。まさにこれは、市の看板事業だと思うんですよ。一つ、市の看板は子育てですけどね。高齢者のほうの看板はないんですよ。これで看板掲げたらいいと思いますよ。それぐらい効果が上がっているし、将来性もあるし、例えば私希望としては、教室数もさることながら、段階を2つとか3つに、先ほど77歳が平均だとおっしゃったけど、当然上、下あるわけだから、それじゃあ物足りない人、あるいは逆に厳しい人、そういう細かな対応もしてもっともっと伸びてほしいという希望を持っていますので、今後ともよろしくお願いします。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑番号88。

○委員（松尾和樹君） 同じく地域支援事業です。

令和5年度に地域支え合い活動団体が高齢化により閉所したと説明を受けましたが、現時点で今後閉所の可能性がある団体などを把握していますでしょうか。

また、指標①では、毎年度1団体ずつの増加を目標としていますが、どのような対策を検討もしくは実施されていますでしょうか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） お答えさせていただきます。

現時点では今後における閉所に関する相談はなく、閉所する可能性がある団体は把握しておりません。

高齢者サロン開設の相談につきましては、生活支援コーディネーターがいる可児市社会福祉協議会で受けることが多く、連携して活動支援を行っております。御相談いただく団体の多くは、ボランティアの負担を考慮して活動回数を月1回としており、その場合は市社会福祉協議会の赤い羽根まちづくり活動助成金を活用し、月2回以上開所する場合は、可児市地域者支え合い活動助成金制度を活用していただいております。

新規に活動を始める団体へのスタートアップ支援として、月1回の活動から始めた団体が活動回数を増やしたり、生活支援サービスを実施したりしていただけるよう、生活支援コーディネーターが定期的にサロンを訪問するなどして開設後も引き続きフォローすることで団

体支援を行っております。

また、生活支援コーディネーターと市は月1回定期的に集まり、情報共有を図っております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

では続いて、質疑番号89、90を一括で。

○委員（田上元一君） 重点事業点検報告書の12ページの包括的支援事業のところでは、

1万件を超える相談に対応され、しかも継続的な件数は増加しているとの説明がございました。私も実際に何件かつないだ経験がございますが、包括支援センターの相談員の皆さんには本当にこの御労苦というか、心から感謝と敬意を申し上げたいと思います。

説明でもありましたが、相談内容の難易度も上がっているということで、体制の強化や相談員の能力の向上が課題というような説明がございました。そちらの課題に対してどのような対策を考えているのか、お願いいたします。

○委員（板津博之君） 同じところでは、

主任ケアマネジャーの役割というのが大変重要だということで、今後の課題のところにも主任ケアマネジャーの安定的な人員確保について検討する必要があるということでもありますけれども、主任ケアマネジャーの現状の人数はどれくらいでしょうか。

また、その人員確保に向けた方策はありますか、お願いします。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 質疑番号89の田上委員と質疑番号90の板津委員からの包括的支援事業に係る質疑については関連しておりますので、一括して答弁させていただきます。

まず、質疑番号89の田上委員の質疑について回答させていただきます。

8050問題、虐待事案、重複した問題を抱える世帯対応において相談内容が複合、複雑化し、対応難易度が高い事案が多くなっていることから、相談支援体制強化策としては、地域包括支援センター職員個々の資質向上及び必要な職員確保を図る必要があると考えております。

職員の資質向上を図るための施策として、包括支援センター職員等基礎研修、認知症地域支援推進員の研修などの各種研修や8050問題、虐待問題を抱える世帯などの事例検討会や社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の職種ごとの意見交換会などを開催し、具体的な対応方法を学ぶ機会を確保しております。

また、重層的支援体制整備の実施に向けた勉強会に各地域包括支援センター職員が参加し、関係機関や他職種との相互理解を促進させ、支援に向けたネットワークを強化し、複雑な事例に対して横のつながりにて多機関で共同して支援する体制整備を目指しています。

職員確保策については、地域包括支援センターに配置が必要である主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門職の採用において、委託先のみならず、直営の地域包括支援センターにおいても苦慮しておりますが、必要な職員数確保に向けて管理者会などにおいて継続して協議してまいります。

続いて、質疑番号90の板津委員からの質疑について回答させていただきます。

直営1か所と委託先5か所の地域包括支援センターには、現在7名の主任ケアマネジャーを配置しております。地域包括支援センターにおいて、主任ケアマネジャーは必要であるものの、業務難易度が高く、その需要が高いことから全国的に人手不足となっております。

市では、今年度から正規職員として主任ケアマネジャーの募集をしているものの、残念ながら現時点において応募者はいませんので、今後も募集を継続していきます。委託の地域包括支援センターにおいても同様な状況となっております。

主任ケアマネジャーになるためには、ケアマネジャーとして通算5年以上の実務経験があった上で、講義と演習を含む70時間の研修を受講する必要があります。主任ケアマネジャーになる前段階であるケアマネジャーの資格取得も困難であり、受験資格が実務経験5年以上かつ従事期間が900日以上ある者となり、その試験の合格率が20%前後で、ケアマネジャーになること自体が難しい状況となっております。

厚生労働省は、地域包括支援センターに必置の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の確保が困難である場合には、これらに準ずる者を配置することができるとしていますが、市としては、主任ケアマネジャーの安定的な人員確保に努めてまいります。

なお、厚生労働省の介護労働実態調査結果によると、ケアマネジャーの年齢が60歳以上である者が3割で平均年齢は53.6歳となっており、今後さらに人材不足の深刻化が懸念されております。現状では、主任ケアマネジャーの確保策として即効性のあるものはありませんが、管理者会などにおいて継続して協議してまいります。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

○委員（板津博之君） 今答弁の中で厚生労働省のほうから、それに準ずる者という答弁があったんですけど、そうすると今言ったその大変ハードルの高い実務5年だとか、70時間以上の研修とかそういうものを、いわゆる有資格でない人でもそれに準ずるという表現でしたけど、どういった方がそのケアマネジャーの代わりとして雇い入れることができるということになるのでしょうか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 準ずる者につきましては、まず主任ケアマネジャーになる前に、先ほど言った900日の従事期間とかというのは、その前段階の主任ケアマネジャーよりも下のケアマネジャーのほうなんですけれども、原則としては、ケアマネジャーの資格を持っている人が主任ケアマネジャーに準じるとして取るという解釈が一番ベストでありまして、やはり職種によって社会福祉士、保健師等もケアマネ業務ができないわけではないんですけども、やはりその経験から来る判断、個別の対応の難しさがありますので、そういったものからいきますと現実的にはケアマネジャーであっても主任ケアマネジャーの資格がない者を準ずる者として主任ケアマネジャーとして採用するというのが一番ベストであると考えております。それすら難しい場合は、あまり好ましくないかもしれませんが、社会福祉士とか保健師とかをという手もあるかなと思っておりますが、あんまり国としても県としても推奨しているものではないという認識でおります。

○委員（川合敏己君） すみません。体制強化の部分で、6つの地域包括支援センターがあるんですけども、すみません、簡潔で結構です。土・日の対応ってどうされているのか教えてください。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） これは直営も委託先もそうなんですけれども、市役所の場合ですと、市に入ってきた電話が地域包括支援センターは当番制で専用のスマートフォン持っていますので、土・日も当番を割り当てているのでそちらに行く、委託先についても同じというような、土・日においても結局24時間体制なんですけど、誰かが何かがあった際には対応できるというような体制を整えております。

○委員（川合敏己君） それはうまく対応し切れているのでしょうか。以前、民生委員のほうから、やっぱりちょっと土・日、市のほうに連絡を入れるんですけども、担当の地域包括支援センターのほうとうまくつながっていないというような話を伺ったことがあるんですが、その点についてお願いします。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 土・日、中には日直とか、夜間ですと宿直の職員のほうに、そういった説明はさせてもらっておるんですけども、日直者もしくは宿直者の判断で地域包括支援センターのほうに電話が回ってこなかったというようなことがあったということは認識しております。今はそれがないように、そういった高齢者とか、そういったものについては地域包括支援センターに必ず回ってくると。

ただ、いかんせん、あまり重要性のないものもいっぱい回ってきて、結構地域包括支援センターのほうは、土・日に対応とか、そういった部分が非常に多くなっておるので、ここに来なくて済むもの、自宅で電話対応だけで済むものはいいんですけども、やはり必然的にこちらに出勤してこないとなかなか対応、ファイルとか個人情報関係のものを確認するものが必要になってきますので、そういった対応はしておりますが、原則今御指摘あったことがないように、委託先のところも連絡体制はきちっと取れるということについては指導しております。

○委員（板津博之君） さっき、主任ケアマネジャー現状は7名とおっしゃられましたけど、市としては、これが何名いるのが一番理想的というか、ないしはこの7名では今本当にまだ全然足りていないということであれば、あとどれぐらい主任ケアマネジャーがいるといいとお考えでしょうか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 人員配置基準につきましては国が定めるもので、国が定められているわけなんですけれども、一応1,000人から3,000人、これは第1号の被保険者数に応じてのものなんですけれども、その場合には専任の保健師等が1人の主任ケアマネジャー、社会福祉士等が各1人もしくはいずれか1人と。3,000人までの場合は、主任ケアマネジャーは1人というところであって、それが3,000人以上になった場合には、主任ケアマネジャーは1人いて必要があると判断すれば、人数は何人かに増やしていいよというところで、何人までというものは特に示されておりませんので、そういった了解かなと思いますが、やはり被保険者数の数というのは、6つの地域包括支援センターのエリアにおいてかなりばらつ

きがありまして、いわゆる東部と帷子、桜ヶ丘方面のところと帷子地域は7,000人を優に超えておりますが、少ない土田ですと2,000人を切っておりますし、というような状況で、地域間によって差があるので、より東部、帷子というところには主任ケアマネジャー等が複数配置を可能ならば求めておりますが、さっき言ったように採用が難しいということで、なかなか配置ができていないという状況であります。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑番号91。

○副委員長（野呂和久君） 91番です。同じく包括的支援事業です。

令和5年度から軟骨伝導イヤホンを導入しました。活用状況や導入効果はどうだったでしょうか。他の課への導入など今後の検討はどうでしょうか。令和5年度といっても多分短期間だったかとは思いますが、お願いします。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 骨伝導イヤホンの導入後、高齢福祉課の窓口での利用件数は集計しておりませんが、月に数件利用されております。窓口では、お話の聞き取りにくい方はお申出ください、集音器を御利用いただけますと案内文書を掲示しております。その案内を見て利用したいと言われる方が見えますし、また、面談する中で聞こえにくい方に対して職員が利用を勧める場合もあります。

その方の耳の状況によっては利用しても聞こえない場合もありますが、窓口でのやり取りがスムーズになったと満足される方もいらっしゃいます。御家族の希望で軟骨伝導イヤホンを認定調査の際に持ってきてほしいとの希望も受けたこともあります。

他部署への導入については、当課保有のものを貸し出すことを既に実施しており、現状において問題は生じておりませんが、利用件数が増加してきた際には他部署における導入について、該当課と協議していきたいと考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

では続いて、質疑番号92。

○委員（板津博之君） 重点事業点検報告書13ページです。

地域包括ケアシステム推進事業ですけれども、今後の課題の欄で市民向けに情報発信する必要があるということではありますが、現状の情報発信はどのようにされているのか。

また、新たな情報発信についてはどのように進めていく予定ですか、お願いします。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 在宅医療・介護連携推進プロジェクトチームでは、医療と介護がつながり、市民に最適なケアを提供するために、可児市と御嵩町の医療・介護従事者を対象に顔の見える関係づくりや専門知識の習得を目的に交流会や講演会を開催したり、適切な支援、連携方法などの認識共有を図るための事例検討会を開催したりしています。

現状の情報発信は、医療・介護が必要になっても、少しの助けがあれば地域で暮らし続けることができ、かつサービスを受けて自宅で療養生活を送る選択肢があることを伝えるため、

75歳以上の高齢者世帯に年2回送付しているあんきクラブ便りに日常生活におけるフレイル予防についての記事を掲載したり、ヨシヅヤ可児、無印良品店舗内の施設を活用してミニ講座を開催したりしています。

今後は、65歳以上の前期高齢者に対し、フレイル予防を中心とした情報発信をする必要があると考えており、かけそばネットにおいては、公式LINE等のSNSやすぐメールを活用したプッシュ通知について協議を行っております。以上です。

○委員（板津博之君） 私も一般質問で取り上げさせていただいておりますが、大変このやっていることは重要な事業だと思われまますので、ほかの事業でもあることですが、情報発信というのはなかなか難しいんでしょうけど、少しでもフレイル予防等につながるようになっていただけたらと思いますので、よろしく願います。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑はありますか。

[挙手する者なし]

では、質疑番号93。

○委員（田上元一君） 重点事業点検報告書は14ページで、介護保険特別会計の任意事業であります。

認知症サポーター養成講座、私も受けまして、オレンジのリングを頂きましたが、市民の皆さんが認知症について正しい知識、それから適切な対応について勉強していただける大変有意義な講座だと理解をしております、引き続き推進をしていただきたいというふうに思っております。

そうした講座の参加者というか、受講者が1万人を超えているという状況のことではありますが、このような基礎知識をお持ちの方々にステップアップ講座の充実が課題というふうに記載がございます。これは実際に行われているのか、行うという予定なのか、また充実というのはどのように進めていくお考えでしょうか、お願いいたします。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 認知症サポーター養成講座修了者のフォローアップ施策として、フォローアップ講座とステップアップ講座を開催します。

フォローアップ講座は、認知症や認知症の方への対応方法について知識を深めることで、地域での活動の動機づけや活動の幅を広げてもらうことを目的に、今年度におきましては11月25日に認知症世界の歩き方を実施します。認知症世界の歩き方とは、認知症のある方の外部情報の認知の仕方を理解し、対話を通じて生活環境を改善するためのスキルを学ぶ実践型のワークショップとなっております。

また、ステップアップ講座は、認知症の方とその家族が暮らしやすい地域づくりを進めていくため、認知症のことや地域のことについて考えていただくことを目的に実施しております。今年度は、令和7年2月頃に講義形式の勉強会を医師を講師に招いて開催する予定となっております。

なお、令和7年度に認知症の方とその家族の方々が住み慣れた地域での日常生活を過ごしていくことができる環境を整えることを目的とし、地域において把握した認知症の人の悩み

やその家族の身近な生活支援ニーズ等の解決に向け、認知症サポーターを中心とした支援者同士がチーム員としてつながり、当事者及びその家族と共に考え、歩んでいく取組としてチームオレンジの立ち上げを予定しております。以上です。

○委員（田上元一君） それぞれフォローアップ講座とステップアップ講座の予定がありますよというお話を承りましたけれども、これはまた改めて広報とかホームページとかで開催のお知らせがあるという理解でよろしいでしょうか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 今御指摘された、そういった広報紙等を通じて開催を周知してまいります。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑番号94。

○委員（板津博之君） 同じところですが。任意事業ですけれども、今後の課題のところ以身寄りがない認知症等の高齢者が増加しているということでありましたが、身寄りがない高齢者の実数把握はされておりますでしょうか。されておるとは思うんですけれども、またその傾向と推移はどうなっておりますか、お願いします。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 身寄りのない高齢者の実数把握においては非常にハードルが高いものですので、現状できておりません。そのため、その傾向と推移も把握できておりません。

なお、身寄りのある、なしとは関係ないですが、本年6月末時点での要援護者数は2,052人で、その内訳は、独居者が1,525人、見守りを要する者が510人、認知症発症者が10人、寝たきりの方が7人であります。要援護者については、訪問を拒否されている方を除き、民生委員、児童委員が月1回は定期訪問をされております。

また、成年後見人選任の市長申立てを行った件数は、令和5年度はゼロ件とありました。以上です。

○委員（板津博之君） そうすると、現状成年後見人制度を利用をしているのは、今ゼロ件ということでしたけど、今後その必要性が出てくるということで今後の課題に記載があるということではよかったですか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 私が令和5年度ゼロ件と言ったのは、成年後見人選任の市長申立てを行った件数で、それまでに申立てで成年後見人等がついている方は複数いらっしゃいますので、あくまでも申立てを行った件数は年度によって、あったり、なかったりと、多くても市長申立ての場合は過去の事案を見ると3件とか4件ぐらいでありましたので、そういったものであります。成年後見人は、御存じのとおり一度つくとその方がお亡くなりになるまでずっと後見人業務をされるということになっておりますので、そういったところであります。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑番号95。

○委員（松尾和樹君） 重点事業点検報告書の17ページ、健康診査費に関してです。

高齢者サロンなど通いの場でのPR活動ももちろん重要だが、健康意識が比較的低い、または健診を受けていない層にアプローチすることがより新たな受診者の掘り起こしにつながると考えます。ほかにどのような場所やPR方法を検討されているかお聞かせください。

○国保年金課長（後藤文岳君） 現在、高齢者サロンやまちかど運動教室など通いの場での健診啓発のほか、令和5年度から開始した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の一環として、地域包括支援センター職員の会議やケアマネジャーの研修会において事業説明を行い、ケアマネジャーが要支援者、要介護者の自宅を訪問した際には、健診の申込みの確認や申込書の書き方などを指導し、受診の勧奨をいただいています。

また、新たな啓発方法として、LINEなどの可児市公式SNSを活用し、健診場所や申込方法などの情報を配信していくことを考えています。人それぞれ効果的な啓発は多岐にわたると考えられるため、今後も様々な啓発方法を模索していく必要があると考えています。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑番号96。

○委員（田上元一君） 重点事業点検報告書は、20ページになります。

福祉医療助成事業についてです。

説明で決算額が前年度比で増加していることについて、受給資格者数の減少に対して助成額が増えているという説明がございましたが、その要因をどのように分析していらっしゃるのでしょうか。

私自身は、いわゆるコンビニ受診もその要因の一つではないかというふうに考えております。今後、子ども医療費助成の拡大も控える中で、コンビニ受診は、できる限り少なくしていく必要があるというふうに考えますが、そのことも含めて、どのように対応していくお考えですか、お願いします。

○福祉支援課長（金子 浩君） 現在市では福祉医療費助成制度を維持していくために、適正受診に係る啓発を行っており、出生などで新たに受給者証を交付する際にチラシを配付しているほか、ホームページで呼びかけを行っています。

その内容について、適正受診とは、できるだけ医療機関にかからないようにすることを求めるのではなく、体の不調を感じたら早期に医療機関を受診し、重症化しないようにすることが大切であることを前提に適正受診のポイントとして、1つ目、ふだんから気軽に相談できるかかりつけの医師を持つこと。

2つ目、いわゆるコンビニ受診について、夜間、休日の受診は緊急性の高い患者を優先する必要があるため、できる限り平日の時間内に受診すること。

3つ目、医療費を安く済ませるため、同じ病気で複数の医療機関を受診することを控える

こと。また、ジェネリック医薬品を活用することについて協力を呼びかけております。

福祉医療費助成制度により、安心して医療を受けていただける環境を維持していく上で適正受診への御協力は不可欠であるため、委員の御指摘のとおり、今後もこうした啓発を継続していくことが重要であると考えています。以上です。

○委員（田上元一君） 来年度から子ども医療費の助成が拡大をされるということで今議会でも条例の改正とか、いろいろもう準備が始まっておるわけですけども、そこに向けての何かもう一段の今のような適正受診の勧奨みたいなことというのは、何か御予定があるでしょうか。

○福祉支援課長（金子 浩君） 安心して医療を受けていただくことがこの事業の目的でありまして、受診控えにつながるような逆効果になるようなことがあってはいけないというふうに考えておりまして、まずはこれまでどおり、チラシやホームページなどを用いて適正受診への意識を持っていただけるように呼びかけを行っていくことが適当であるというふうに考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑番号97、98一括で。

○委員（高木将延君） 定例会配布資料9の補正予算書15ページの債務負担行為ですが、小学校、中学校のICT端末導入活用事業です。

i P a d導入の全国割合はどうなっていますか。附属するライセンス契約の期間等に差異は生じていないのか。あと、オフィスソフトの見直しの検討はということをお願いします。

○委員（前川一平君） 同じところですか。

タブレット更新の件について、圧倒的にi P a dを求める声が多かったとありますが、これは実際にそれぞれメリット、デメリットについて分かった方からの声なのでしょうか。特にオフィスソフトについては、エクセルではマクロ機能が使えないなど、使い勝手に違いがあるため、オフィスソフトについてはWindowsOSのほうが相性がよいと考えますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（木村正男君） まず、高木委員の質問にお答えをします。

文部科学省が令和3年7月に実施した端末利活用の状況などの実態調査によると、i P a dの全国割合は29.1%です。i P a dに附属するソフトウェアライセンスはありません。その他、有償ソフトウェアについても、タブレット運用期間と同様の期間、もしくは年度単位での契約を予定しており、差異を生じさせるような計画はしておりません。さらに、オフィスソフトについては、現行の成果物を引き続き利用できること、そして校務のPCでも共通のライセンスで利用可能でコスト削減できることなどの検討の結果、マイクロソフトのオフィスを選択いたしました。

続きまして、前川委員の質問にお答えさせていただきます。

i P a dがよいとの意見については、半数以上はi P a dの特徴を上げての回答や前任校

での利用実績からの回答でした。周りからよいと聞いたという回答や現在のWindows端末の課題を確実に解消できる端末という観点からの回答などもありました。

オフィスソフトについて全ての機能を使うにはWindows端末である必要がありますが、1人1台タブレットにおけるオフィス利用については、マクロなどの特定のOSに依存する機能を使用することはほぼありません。

また、タブレット活用の中心はオフィスソフトの利用のみではないため、総合的に検討しております。

なお、校務パソコンについては今後もWindows端末を利用する予定であるため、校務や授業準備などでは、オフィスソフトを制限なく活用するつもりでございます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

○委員（高木将延君） iPadが29.1%ということは、ほぼ残りはWindowsOS、7割はWindowsOSということではなかったですか。

○学校教育課長（木村正男君） お答えします。

その当時の割合としては、ほかにクロームOSが40%、Windowsが30.9%、その他が0.1%という数字でございます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑番号99、100、101、102、103を一括で。

○委員（板津博之君） 定例会配布資料番号10の補正予算の概要3ページになります。

中学校施設大規模改造事業です。

広陵中学校エレベーター設備設置工事实施設設計業務委託料について。なぜ当初予算ではなくて補正となったのか。上程に至るまでの経緯について説明をお願いします。

○委員（冨田牧子君） 同じところですか。

広陵中学校に外づけでエレベーターを設置することだが、車椅子利用の生徒に対してエレベーターの設置だけで十分か。障がい者に対しては合理的配慮の提供をすることと求められるわけですが、ほかに必要な措置はないのでしょうか。

○委員長（山田喜弘君） 続いて、101、102。

○委員（板津博之君） 重点事業点検報告書の39ページになります。

小学校施設大規模改造事業です。

東明小学校と旭小学校にエレベーターが既に設置されておることでしたけど、設置された経緯は。

また、今後、要配慮児童・生徒等が存在する全ての小学校にもエレベーターを設置しているのか。

続いて、重点事業点検報告書40ページ。

中学校施設大規模改造事業です。

今回の補正予算で広陵中学校エレベーター設備設置工事实施設設計を委託することになって

いるが、今後、要配慮児童・生徒等が存在する全ての中学校にもエレベーターを設置していくのか、お願いします。

○委員（前川一平君） 同じところですか。

今後の課題としてエレベーターの設置の必要性が上がっていますが、今後の改修工事計画の展望として最優先に進めていく方針でしょうか。

○教育総務課長（水野 修君） それでは、順にお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず広陵中学校のエレベーター設置の経緯でございます。今年4月に学校から来年度に要配慮生徒が入学する旨の相談がございまして、エレベーター設置の要望がございました。学校にはその生徒の教室配置を検討してもらうとともに、エレベーターの設置について協議をいたしました。その上で、設計事務所から設計業務の委託料の見積りを徴収するなど準備を整えてまいりましたので、今回の補正予算ということになりましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、この生徒につきましてですが、保護者の方とも打合せをいたしましてエレベーターの設置を要望されたわけでございますが、それ以外で必要となる設備では、多目的トイレがございまして、既に校舎に配置、配備されております。そのほかでは床の段差解消ですとか、手すり等の設置等が考えられますが、生徒の状況を見ながら、支障があるところを追加で整備していこうというふうに考えておるところでございます。

続きまして、既設のエレベーターについて、現在の設置校につきましては、東明小学校と旭小学校でございますが、その経緯につきましてですが、東明小学校は平成17年度北校舎を部分増築する際に、給食配膳用昇降機と給食配膳を兼ねたエレベーター、どちらを設置するかを比較検討しましたところ、今後、エレベーターを必要とする児童も想定しましてエレベーターを設置することとなった経緯がございました。

また、旭小学校でも平成16年度、北校舎を増築する際に東明小学校と同様に、給食配膳用昇降機とエレベーターを比較検討いたしまして、エレベーターを設置しております。

続きまして、今後、全ての学校にエレベーターを設置していくかという御質問についてでございますが、国が公立小・中学校等の施設のバリアフリー化に関する令和7年度末までの整備目標の中で、エレベーターについては、要配慮児童・生徒等が在籍する全ての学校に整備するというふうになっておりまして、令和4年12月に各学校設置者に通知をしておるところでございます。こういったことから、今後も要配慮児童・生徒が在籍することが分かった場合には、迅速に学校と教室配置等を含め、協議した上で設置を検討してまいります。

続きまして、今後のエレベーター設置についてですが、先ほどのようにその都度ということもありますが、令和7年度の個別施設整備計画、更新がございました。そちらの中でエレベーター設置の整備計画も検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員（板津博之君） そうすると、今回の広陵中学校については、今の説明で今年の4月に学校のほうから要望があって、業者に委託して今回の補正という流れになったんですけど、

今後国のほうからも、そういったことを示されたということで、要配慮児童・生徒が存在する全ての小学校に、これは当初予算で上げるようなことで考えていくということによかったですかね。

○教育総務課長（水野 修君） 当初予算で間に合うというとあれですが、その都度分かった段階で対応させていただくことになりますので、当初で間に合えば当初でやらせていただくという形になっていくと思います。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

[挙手する者なし]

では、質疑番号104。

○委員（酒向さやか君） 重点事業点検報告書41ページ、スクールサポート事業についてです。

この事業によって教員の負担軽減、勤務時間の削減につながっているか。支援員に過度の負担はかかっているか。ここで書いた支援員というのは業務支援員のことです。よろしくをお願いします。

○学校教育課長（木村正男君） 本市の小・中学校に勤務する職員の時間外勤務時間の平均を令和4年度と令和5年度と比較すると、令和4年度が42時間58分であったのに対して、令和5年度は39時間7分と、約3時間50分短くなっております。月別で見ても、時間外勤務時間の平均は、全ての月において令和4年度と比較して令和5年度は短くなっております。

スクールサポート事業において、各サポーターを増員したことが教職員の時間外勤務の時間の削減につながっていると考えております。一方、支援員の業務はあくまで教員のサポートなので、教員から軽減された負担や削除された勤務時間がそのまま支援員に転化されているとは限りません。また、支援員全員を対象に業務に関する説明会を開催し、支援員の業務の再確認、意見交換、学校に対しての業務内容の再周知などを行っており、年度末には人事考課面談とは別に、希望に応じて個別に面談を行っております。

学校に対しても、勤務時間や休憩時間など支援員が働きやすい環境をつくれるような柔軟な対応をするように依頼しているところでございます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

[挙手する者なし]

では、質疑番号105。

○委員（板津博之君） 重点事業点検報告書42ページになります。

ばら教室KANI運営事業です。

今後の課題のところ、ばら教室修了生が学校に行った後に不適應を起こすケースがあるということですが、具体的にはどのようなことがあるのでしょうか、お願いします。

○学校教育課長（木村正男君） 不適應を起こすケースとして、2つのことが主に上げられています。

1つ目は、日本語へどれだけ適應できたかどうかということです。

ばら教室では約4か月間、平仮名や片仮名、簡単な漢字をはじめ、学校生活に必要な会話

や日本語を中心に一生懸命勉強しております。ばら教室を修了するときの日本語適応力には個人差があり、学校の生活や授業などで使用される日本語が理解できなかつたり、自分の気持ちを十分に伝えられなかつたりすることがあります。

本市として市費の通訳を各校に配置したり、国際教室担当者も配置したりしながら、日本語指導が必要な児童・生徒の支援を続けています。今後は、ばら教室と各学校がそれぞれの指導内容や指導方法などを協議しながら、両者の指導に系統性を持たせるように努めて日本語に適応する力を高めていきたいと考えております。

2つ目です。2つ目は、ばら教室から学校への環境変化に適応できるかどうかというところ です。

ばら教室では日本語指導だけではなくて、日本の学校に適用できるように生活指導や給食指導なども行っております。自分と同じような立場の仲間と一緒にいるばら教室と違って学校では様々な仲間と過ごすことになるので、その環境にうまく適応できない児童・生徒がいるというの も聞いております。

ばら教室を修了し、学校に戻る際には、ばら教室の様子やその子のよき、性格などについても伝え、継続した支援ができるようにしていきたいと考えております。また、ばら教室に在籍している間に登校日として学校に数回通い、環境の変化に順応できるようにしていきたいと考えております。今後は、登校日の回数を増やすことも検討し、目的を持って登校日を設定することで、児童・生徒がより環境変化に適応できる支援をしていきたいと考えております。以上です。

○委員（板津博之君） よく分かりました。

今後の対応の部分はそれで結構かと思うんですけど、以前と比較してという言い方はどうかと思うんですけど、不適応を起こす児童・生徒が増えている感覚というか、数字で示すことは難しいかもしれませんが、ばら教室のほうとしてそういった割合というか、以前よりはやっぱりちょっと増えてきたのかなというふうに感じておられますか。

○学校教育課長（木村正男君） 担当者の話によれば、以前よりも若干増えてきているという話ですので、今、今後の対応にしたいようなことを検討していこうと考えております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑はありますか。

[挙手する者なし]

では、質疑番号106。

○委員（高木将延君） 重点事業点検報告書43ページ、笑顔のもとを育む事業です。

小中学校体験学習事業補助金は、具体的にどのような活動に利用されているのか、お願いします。

○学校教育課長（木村正男君） お答えします。

学校によって多少違いはあり、様々な体験活動に利用しています。例えば小学校では、アサガオ、ヒマワリなどの花、そして稲、トマトなどの野菜を育てるような体験、けん玉、竹

とんぼなどで遊ぶ伝承遊びの体験、日本モンキーセンター、リトルワードなどの市内や近隣施設を見学する体験、お茶をたてたり飲んだりする体験、幼稚園施設との交流体験、音楽療法などの体験があります。

中学校では、バザーに出店するための品物を創作する体験、様々な職場に行き、そこでの業務について見る職場体験、合唱などを披露し合う音楽交流体験、琴の音色を聴いたり、実際に弾いたり見たりする演奏体験などがございます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

○委員（大平伸二君） 体験学習ということで、様々な学校で様々な取組、地域の取組になると思うんですけども、私もちょっと自分の関係で体験学習を要請して学校に出しておるんですけども、そのときの場所までの移動支援というのは、年度初めに申請するとバスの移動支援はできるのか、時期によって、その都度やる時期の開催のときの申請で学校から移動支援、バスの移動支援はできるんですか。

○学校教育課長（木村正男君） 基本的には補助金で動かしておりますので、その都度というよりは、年度の終わりに次年度のことをお願いしていただくと、その計画ができると思っております。

○委員（大平伸二君） 分かりました。

毎年、私がやっている支援の中で、漁協の関係で、アユの体験放流をやっていただいているんです、子供に。対岸の美濃加茂市では、対象学年を4年生というところで決めて、1学年全部体験させるようにしておるんですけども、可児市の場合はなかなかそこまで、流域の河川の中で人数が多くて対応できないというところもあるんですが、それでも体験をさせたいということで、ただ川での移動がなかなか暑い時期ですので、歩いて移動ができないということもありまして、美濃加茂市の場合は太田小学校ですので、目の前が木曾川河川ということで、すぐ歩いて移動できるんですけども、可児市の場合ですと、全部の学校がやりたいんですがなかなかできないということで今渡北小学校と今渡南小学校も声をかけておるんですけども、なかなか対応していただけない。その理由が移動ができない、距離があってということで、それぞれ結局時期的になると年度初め、年度終わりというわけにも行けない、天候都合で中止ということもあるんで、なかなかできないということなんで、その状況によって対応を申請できるかということを知りたいんですけど、やっぱり年度終わり、年度初めに申請しないと無理だということで、よろしいんですね。

○学校教育課長（木村正男君） その都度の対応ができるかどうかは、各学校の状況にもよると思いますが、基本的に補助金は年度の終わりに計画を立てて次年度の予算をもらって動くものですから、その中で動こうと思うと急な対応は難しいかもしれないと思っております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

では続いて、質疑番号107。

○委員（田口豊和君） 重点事業点検報告書44ページ、45ページ。

小学校ICT活用事業、中学校ICT活用事業ですが、令和4年度の決算説明時にGIGAスクール運営支援センターにより、ICTの研修や支援を通じて教職員のICTの有効活用ができるようになったが、児童・生徒自身がタブレット端末を活用できるようになることが課題とのことでしたが、課題解決に向けて実施したことは何ですか、よろしく願いいたします。

○学校教育課長（木村正男君） お答えします。

令和5年度より、事業支援ツール、ロイロノートとありますが、導入して2年間無償で使用できるようにしてきております。授業の際にタブレットに自分の考えを打ち込んだり、紙のノートの写真をタブレットで取って提出したりするなどで、タブレットを用いて仲間と小集団で学び合うような姿が生まれてきております。

各小・中学校代表の教員で構成される可児市学校諸委員会では、ICT機器の利活用によって、仲間と学び合いながら学びを充実させるための実践研究も行っております。このことにより、各校のタブレット端末を活用した実践を広げていく考えでおります。

マイクロソフトのTeamsを使用して毎日の音読の宿題をタブレットを用いて行っている実践もあります。また、児童会、生徒会活動や総合的な活動での発表で、児童・生徒が自分でプレゼンテーションのための資料を作成し、発表している実践もあります。教育相談を取る際にも紙ではなく、タブレットを用いてマイクロソフトのFormsで回答できるようにしている実践も出てきております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

では続いて、質疑番号108。

○委員（田口豊和君） 重点事業点検報告書78ページ、地域福祉推進事業についてですが、中濃地域福祉有償運送運営協議会では、どのような取組を行っているか。福祉有償運送を可児市だけではなく広域的に運営していく考えはないでしょうか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 中濃地域福祉有償運送運営協議会は、中濃地域の5市7町1村における道路運送法の規定に基づく福祉有償運送に関し、その必要性及びこれらを行う場合における安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議することを目的とした協議会です。

福祉有償運送の実施主体は、社会福祉法人やNPO法人などの営利を目的としない法人となるため、市が運営主体となることは想定しておりませんが、福祉有償運送を実施している法人の中には、複数の自治体を活動エリアとし、広域的な運営をしている法人もあるため、その法人をサポートしていくことはできるものと考えております。

なお、中濃地域内で福祉有償運送を行っているのは9法人あり、そのうち可児市を運送エリアにしている法人は2法人となっております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 関連質疑はありますか。

[挙手する者なし]

では続いて、質疑番号109。

○委員（田上元一君） 定例会配布資料4の歳入歳出決算実績報告書の11ページの介護保険特別会計の基金の状況についてお尋ねをいたします。

御案内のとおり、介護保険事業計画において、保険給付などの検討する中で介護保険料等が算出をされるということで、いわゆる3年間の財政需要というか、運営をしているというのが介護保険になるわけですけれども、その中で介護給付費準備基金というのは、介護保険事業における保険給付の増加などによる財政需要に対応するというので、介護保険の年度間の均衡を保つということでも、そういう目的で設置をされている基金というふうに理解をいたしておりますけれども、令和5年度においては、利子の積立てのみで元金の積立ても取崩しもしなかったということで、残高は約6億8,000万円になっているというところであります。

ある話では、これを崩してどうにかせよとか、いやいや、これから何かあるから持っていたほうがいいよと、いろんな御意見があると思うんですけれども、この基金残高に対する担当課としての認識と今後の予定についてお伺いしたいと思っております。お願いします。

○介護保険課長（井藤好規君） 介護給付費準備基金の令和5年度末残高は6億8,050万4,342円となっています。令和6年度予算で基金の取崩しを1億5,738万1,000円計上していましたが、今回の補正予算で6,826万8,000円の減額を計上しているため、令和6年度末残高は5億9,400万円を見込んでいます。

基金残高については、介護保険事業計画期間内に必要となる保険給付は、その計画期間における保険料で賄うことを原則としていることから、計画期間内の中で余剰金があれば基金に積み立て、その基金残高を次期計画の歳入に繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが基本的な考え方として厚生労働省から示されているため、長い期間の残高保有は行わないで安定した保険運営のための必要最低額を除いて保険料の抑制に活用すべきものと考えています。

このため、第9期介護保険事業計画での介護保険料は、介護給付費準備基金を活用していくことで算定しており、第9期事業計画最終年となる令和8年度末の基金残高は約3億円となる見込みです。今後の第10期介護保険事業計画においても、介護保険料をできるだけ抑制するため、基金を活用していきたいと考えています。以上です。

○委員（田上元一君） 今の説明の中で必要最低限のというのがありました。それがその時期でいうと、期末でいうと3億円という額になるわけですけれども、その辺りがある意味では担当課としてのターゲットということでよろしいでしょうか。

○介護保険課長（井藤好規君） 必要最低額については、計画期間中の介護報酬の改定等による支出の増加や災害や感染症等の発生による収入の減少などが起きたときに対応するものとして保険財政の安定を図ることができる額として残しておきたいものと考えております。

明確な金額としては持っておりませんが、3億円という金額ではなくて1億円、2億円ぐらいあればいいのかなと思っておりますので、今後の残額について、第10期の事業計画のほ

うの保険料の抑制に活用していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（田上元一君） 今のその3億円、1億円、2億円というのは、次期の介護保険事業計画の中できちっと精査をして決定をしていくという理解でよろしいですか。

○介護保険課長（井藤好規君） はい。第9期の事業計画の中でまた余剰は出ると思いますので、その額を見ながら、10期の事業計画のときにまた幾ら活用させていただくかを決めさせていただきたいと考えています。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑はありますか。

[挙手する者なし]

では、質疑番号110。

○委員（川合敏己君） お願いします。決算実績報告書97、99ページ。

小学校管理一般経費、中学校管理一般経費です。

学校現場の消耗品費や管理備品購入費などは足りているのか、お願いします。

○教育総務課長（水野 修君） 教育委員会から各小・中学校に対して、令和6年度予算において、小学校管理一般経費のうち、学校に配分される学校配当予算、こちらのほう対前年度比2.7%増の3,434万6,000円。中学校管理一般経費の配当予算も対前年度比2.9%増の2,450万6,000円を配当しているところでございます。このうち消耗品費につきましては、昨年度と比べて小学校では6.6%、118万7,000円、中学校では4.3%の60万円、こちらの分を増額しているといったところでございます。

教育委員会では、現在も予算の執行状況ですとか世情、そういったものを勘案しながら予算要求を行っておりまして、今後もそれらに注視しながら対応していく予定でございます。

以上です。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。

一方で、結構不用額なるものも出ているようなんですが、説明の中では、学校の努力で出ておりますということでした。この点については、どういった要因が、どういった努力をされていらっしゃるのか、お示してください、お願いします。

○教育総務課長（水野 修君） 学校の努力といいますか、特に消耗品ですとか備品につきましては、学校からこういったものが欲しいという要求をいただいてから、こちらのほうで購入する、備品のほうにつきましては。消耗品は必要なものは学校で購入していただくという形になりますが、そういった形のことを順次行ってまいりますので、なるべくというとおかしいですが、残額が残らないような感じでの予算要求をこちらも目指しておりますので、必要なものについては行っていくと。予算のほうにつきましては、適正にこちらも見ているというふうにお考えいただければよろしいかと思っております。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑はありますか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑番号111、112、一括で。

○委員（高木将延君） 決算実績報告書97ページの小学校施設改修経費です。

コロナ禍によってプール授業がしばらくなかったわけですが、プール循環ろ過機の修繕は定期点検で抑えることはできなかったのでしょうか。

また、今後プール施設の暑さ対策や老朽化対策を計画的に行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○委員（酒向さやか君） 熱中症対策のために水温と気温が高い日に水泳の授業が中止になることが多くなってきていますが、有効な対策は考えられませんか、お願いします。

○教育総務課長（水野 修君） それでは、まず高木委員からの御質問に対してですが、プールのろ過機は毎年プールの開催前後で定期点検を行っておるところでございますが、異常があればその都度修繕をしております。定期点検時に異常がない場合でも、プール開催中に異常や故障が発生することがあります。そのため、定期点検を行ったといった事情でも100%故障がないとは言い切れないと考えております。

現在行っておりますプール施設の暑さ対策につきましては、日よけの設置ですとか、プールサイドの人工芝の敷設、こういったことを行っておるところでございます。また、老朽化対策につきましては、現在プールの在り方を検討しております、これを踏まえまして、令和7年度の個別施設整備計画更新の中で計画をしております。

次に、酒向委員の質問に対するお答えになります。

現在、熱中症対策のため、気温35度以上かつ暑さ指数、WBGTといいますが、こちらのほうが31度以上の日は、水泳をはじめとした運動の授業を原則中止にしております。そのためプール施設に例えば屋根を設置するなど何らかの対策を施したといったところで、多少日差しが和らぐことはあっても、気温や暑さ指数が一定数値を超えてしまえば運動授業は原則中止になるといったこともあります。水泳授業を中止にしないための有効な対策というのはなかなか難しいかなあと考えておるところでございます。以上です。

○委員（高木将延君） プール授業はなかなかコストがかかるのと、まだどこの市町もいろんなことがアナログ状態になっているんですが、在り方の検討が始まっているということですが、どのような検討を今されているのか、分かる範囲で教えてください。

○教育総務課長（水野 修君） 今現在、プールをなくすということではなくて、プールを例えば業者委託にできないかとか、あとは直すのであればいつぐらいに直すかとか、そういったところを今考えておる、検討しておるところでございます。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑番号113。

○委員（富田牧子君） 国民健康保険事業特別会計でお尋ねします。

国民健康保険税において、18歳以下の子供の均等割があるわけですね。子供が多ければ国保加入世帯で国民健康保険税の負担が重いわけで、今国が進めようとしている子ども・子育てに全く反するんじゃないかと私は思うんですけど、本市の国民健康保険における子供の均等割対象者数と金額はどれぐらいですか。おおよそで結構です。

○国保年金課長（後藤文岳君） 令和5年度の可児市国民健康保険18歳以下の方は1,364人、均等割額は2,697万700円でした。

なお、国民健康保険税は、地方税法第703条の4の規定により、世帯主が納税義務者となり、世帯内の加入者の所得を基に算定する所得割、加入者1人当たりに係る均等割、一世帯当たりに係る平等割を合算し、世帯の保険税を算定します。そのため、低所得者に対する保険税の軽減措置や異動による月割り計算により端数処理が生じることなど実際の賦課額とはずれがありますので、御承知おきください。以上です。

○委員（富田牧子君） ちょっとついでにお伺いしますが、今まで子ども医療費をいろんなところに先駆けて積極的にやっているとペナルティーがあったわけですが、子ども医療費を、うちはようやく18歳までやるということになったんですけど、無償化。このペナルティーはなくなったけれど、また新しい形で、子ども医療費を無償化しているところに対して何か、もっとそこから取っていきこうというような政府の話があるという話ですが、そこら辺はどうですか。

○国保年金課長（後藤文岳君） 今おっしゃられた国庫負担の波及増のカットということだと思うんですけども、福祉医療を使うことにより、先ほど田上委員からもあったコンビニ受診が増加するということのペナルティーということで、一定の割合カットされていたものが、令和6年度からは18歳以下の方は対象外ということにはなりましたが、今国のほうが言われているのは、保険者努力支援の交付金の項目の中に、福祉医療の受診抑制の方策について、点数を加算して交付金を増やすというような方策を令和7年度からやるというふう聞いております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに関連質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、改めてただいま行われた質疑に関連する質疑を許します。

質問される方は、お一人質疑1回につき1問としてください。

その際には質疑番号と事業名を述べてから発言をお願いします。

○委員（伊藤健二君） 高齢者の安気づくりの方面です。

重点事業点検報告書でいいますと14ページ、ソフト事業の中の介護保険特別会計関係です。先ほどの議論の中で、認知症サポーター養成講座に403人のサポーターを養成しましたという地域の担い手側の状況と到達が紹介をされました。

同じページの中に、今度は、その地域の皆さんを見守る、見守り手の側の状況について、配食サービスとの関わりで紹介があります。この数字は延べ9万1,750食という利用があったということで紹介されていて、大変大きな数字が報告されました。10年ほどぐらい前までは2万食とか2万4,000食とかいうレベルで、今の到達点はその当時と比べると数倍に大きくなっています。

そして一方で、高齢化も進み、様々な地域の食堂や給食、配食サービスをやる担い手は減ってきていると思うんですが、この9万1,750食を支えている担い手の数はどのような状況

でしょうか。状況と併せて簡単に結構ですが、分かる範囲で紹介してください。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） すみません。配食サービスの事業所の数ですけど、今手元に資料がないので、今何十社で対応しているか、ちょっと即答はできかねるんですけども、数十社で対応させてもらっているのは確かであります。

○委員（伊藤健二君） すみません。要するに、個々の地域にある食堂や店舗の親たちが頑張って支えていた主力の時代から変わってきて、まさしく企業、団体等が組織的に対応してやっているとことですね。かつ、それもほとんどそれが主要を占めているという理解でよろしいですか、そこだけ分かれば。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） 現状をやられている法人の方々は、どちらかという割と大規模な法人が行って、小規模のところもありますけれども、家庭的なところでやっているところよりも、1日当たり何百食、多いところだと1,000食あるところもあったかと思えますけれども、そういった法人がやられているという形です。

ちょっと先ほど私、数十社と言いましたが、今現状、コンスタントに活用されている事業所としては、たしか10社は下回っていたと思いますので、そういったところで、事業所として利用できる業者としては10社以上あるんですけども、実際に市のほうの請求とか、利用者がいるのは10社を下回っていたというふうに記憶しております。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかに。

○委員（大平伸二君） 重点事業点検報告書9ページの高齡者生きがい推進事業、高齡福祉課なんですけれども、この事業で毎年なんですけれども、老人クラブ加入が人数も減ってきているという取組の中で毎年言ってみえるんですけども、老人クラブというのは地域性が物すごく強くて、自治連合会、自治会の下部組織というのがたくさんございまして、その中で、私今渡地区なんですけれども、今渡地区は8自治会ありまして、今実在している老人クラブというのは8自治会の中で1自治会だけなんです。あとの7自治会は全部やめられたという状況の中で、各自治連合会、自治会に要請はしてみえるんですか、これ。何とか維持して、自治会、自治連合会も含めて高齡者の老人クラブを維持していこうという動きは、今市のほうでしてみえるんでしょうか。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） 自治連合会に直接的に老人クラブの活動を援助してくださいというような、直接的な依頼はさせてもらっておりません。緩やかな形でそういった地域の老人クラブとか、高齡者サロンとか含めてそういったところについての支援をお願いするというような形でありますので、老人クラブ端的にお願いというような形のものはありません。

○委員（大平伸二君） 結局老人クラブがないところでも、いろんなサロン等々や開催されるときに、自治会組織の集会所を利用させていただいているんですよね。そうすると自治会がどうしても自治連合会、自治会の方々が役員の方が骨を折られる、老人クラブはないということなので、老人クラブの維持というのは、僕はもう高齡福祉課だけの問題じゃなくて、地域自治の一つの相互関係があると思うので、何とか維持していく、孤立防止していくために

も、地域のコミュニティーを含めるためにも、いろんな課で協力し合うのがいいんじゃないでしょうか。以上です。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） 今いろんな御助言等いただきましたので、そういった御助言等もこちらと考慮させていただきながら、老人クラブの活性化、まず会員増に向けた対策を考えていきたいかと思えます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、それでは福祉部及び教育委員会事務局所管に関する質疑はこれで終了します。

ここで午後1時まで休憩します。休憩後は自由討議の時間といたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。御退席ください。

休憩 午後0時01分

再開 午後0時59分

○委員長（山田喜弘君） では、休憩前に引き続き会議を再開します。

本日行いました質疑の状況も踏まえ、令和5年度決算審査の結果を令和7年度の予算編成に生かすために自由討議を行っていただきます。

執行部に注意を喚起すべき事項など、委員長報告に付す、または附帯決議に付したほうがよいと思われる意見などをお聞きし、明日から開催する分科会において提言案としてまとめていただきます。

それでは、教育福祉委員会所管分について御意見のある方、発言を願います。

○委員（前川一平君） 川合委員の一般質問にもあったんですけど、保育現場とか教育現場からの声の吸い上げというか、これ児童からもそうですけど、教職員からの意見の吸い上げというのはなかなか上まで上がってきていないということがあるんじゃないかなと思うので、そういうところをもうちょっと改善していけるような要望というか、出せないかなと感じましたけど、いかがでしょうか。

○委員長（山田喜弘君） 御意見ある方、どんどん言っていただいて、その後精査しますので。

○委員（高木将延君） 不登校支援の件なんですけど、いろんな課で不登校支援をしていただいて、大分いろんな居場所づくりが充実しているような気はしますが、不登校予備群というか、兆候のある子の親がやはり説明中にもありましたけど、長期休みの後とか新学期が始まったばかりでかなりおられて、不安に思っている親御さんかなりいます。実際うちの小学校でもこの時期、朝の送りとか、昼前にも迎えに行っている親御さんなんかを見ますので、その辺りの予防策みたいなのを検討する必要があるのかなというふうに思えます。

○委員（酒向さやか君） 小学校施設改修経費のところなんですけど、去年の夏も暑く、今年の夏も暑く、今後もこの暑さが続くとなったときに、気温と暑さ指数の関係で体育の授業ができないというふうになるのは、子供たちにとってやっぱり不利益だと思いますので、この辺

りプールだけのことじゃなくて体育館の冷房設置とか、そういったところも含めて検討していくべき課題であると思います。

○委員長（山田喜弘君） ほかにございますか。

○委員（高木将延君） 私立保育園等保育促進事業のところで私は出させていただいたんですが、外国籍市民の子供、未就園児の問題が、やはり受入れの人数としては市のほうも確保されていると思うんですけど、外国籍の方を受け入れるということがもう少し必要なんではないかなというふうに思っています。

というのも、やはり小学校に入る前に、幼稚園とか保育園に通わずに集団生活できない状態で小学校に上がってくる新1年生というのがだんだん増えている、見受けられておりますので、その辺り幼稚園、保育園の段階で対処していく必要があるのかなというふうに思います。

○委員長（山田喜弘君） ほかにどうでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員（渡辺仁美君） 先ほど酒向委員が言われた暑さ対策も含めた気候変動に対する学校施設の在り方、学校施設長寿命化計画の中でいろんな大規模改修もしています。LED化したり、エアコンをつけたりとかになってきて、あと非常時の避難所としても第2次避難所としても扱われるような、そういった施設になってきているこの傾向の中で、子供たちの帰り方、大雨ですとか、そういうときに学校から、そういう避難のときに帰らなければいけない、そういう現状があるんですけど、そういう全体的な非常時対策みたいなことの見直しをさせていただけるというか、ソフトの面と施設の面と両方含めた気候変動に対するちょっと言い方は大きいんですけども、そういった意識を学校全体、教育全体で持つのが必要なときに来ているかなあと思っています。

○委員長（山田喜弘君） ありがとうございます。

ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで取りあえず副委員長のほうから取りまとめを発表させていただきますので、よろしくをお願いします。

○委員（富田牧子君） すみません。いろいろ何か提言していただいたんですけど、例えば学校の体育館にエアコンをつけるとかそういう問題も、この前はつきり令和8年度末まで学校のトイレ改修にお金がかかるからその後というふうに言われましたので、そういうはつきりしていることはもう提言してもしようがないと思うんですけど、その気持ちはすごくよく分かりますけど、私もやってほしいと思うけど、もうそれで答えを言われているもんで、今提言するのはどうかなと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

○委員長（山田喜弘君） 小・中学校のトイレ改修のほうが優先されているということなので、これ令和8年度以降やるんですかね、それは分かりますよね。

皆さんどう思われるのか、ちょっと御意見があればお聞きします。

○委員（亀谷 光君） 富田委員おっしゃるように、あのときもたしか推し進めてやっていく
ということは言って具体的なものはないんですね。ただ言葉だけでやると言っているんで、
私の案としては、また具体的に出れば、具体的に進めるというようなふうにはプッシュする
という方法はいかがですかね。

○委員長（山田喜弘君） ありがとうございます。

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 11 分

再開 午後 1 時 15 分

○委員長（山田喜弘君） 会議を再開します。

それでは、本日皆様からいただきました御意見を副委員長よりまとめて報告させていただきます。

○副委員長（野呂和久君） 簡単ですけども、まとめをさせていただきます。

初めに、前川委員からの提言案ということで、教職員等からの声が関係各課に円滑に届く
体制を強化し、保育・教育現場の声を施策に生かされたい。

次に、高木委員からの提言案です。現状の不登校支援に加え、不登校を予防するために必要
な支援をより強化されたいということだったと思います。

3つ目が、酒向委員からの提言案です。渡辺委員の意見も含めてということなんです。昨今の
暑さなど気候変動に対応するための学校施設の在り方を検証されたい。

4つ目が、高木委員からの提言案です。小学校生活にスムーズに適應できるためにも、幼
稚園、保育園の段階での外国籍児童の受入れ体制、支援充実について検討されたい、以上4
つです。

○委員長（山田喜弘君） それでは、ただいまの副委員長のまとめを基に、9月10日から9月
12日に開催する分科会において提言をまとめていただきます。その後、9月17日の予算決算
委員会において各分科会長から報告いただきますので、よろしくお願いします。

ここで本日、委員会冒頭にて市政企画部長、議選監査委員から説明のあった件について、
9月13日に予算決算委員会を開催し、修正後の審査意見書に関する質疑の場を設けるかど
うかをお諮りしたいと思います。

なお、開催する場合は9月11日水曜日、正午までに質疑を提出していただく予定です。御
意見があればお伺いします。開催する必要があるかどうかについて皆さんの御意見を伺いた
いというふうに思いますが、どうでしょうか。

○委員（川合敏己君） 個人的には、審査意見書は確かに内容が異なるところが多々出てきて
いるので、その点を直していただいて再提出していただければ、あとは私のほうで読みます
ので、特に私はそう必要はないと思っております。

○委員長（山田喜弘君） 川合委員から開催する必要はないということでありましたけれども、
どうでしょうか。

そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、9月13日は開催しないということで、よろしく願いいたします。

以上で本日の当委員会の会議の日程は全て終了いたしました。

これで終了してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

本日はこれにて散会します。

なお、次回の全体会は9月17日午前9時からこの場で行いますので、よろしく願いします。本日は長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

閉会 午後1時18分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月9日

可児市予算決算委員会委員長